2007.10.29.

平成 18 年度　実施

児童養護施設における人権擁護と
人権侵害の禁止･防止･対応のためのチェックリスト
(第一次試案)
集　計　結　果

(第６１回全国児童養護施設長研究協議会　配布資料)

回収：465 施設（回収率：83%）

目　　次

自由記述欄

1. 寄せられた意見の集計結果 ･･･ 2
2. いただいた意見の一覧 ･･･ 3

チェックリスト･集計結果

3. 全　国　版　　数値集計結果 ･･･ 28
4. 北海道ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 34
5. 東北ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 40
6. 関東ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 46
7. 中部ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 52
8. 近畿ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 58
9. 中国ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 64
10. 四国ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 70
11. 九州ブロック　数値集計結果 ･････････････････････････････････････ 76
12. 都道府県別チェックリスト提出状況･････････････････････････････････ 82

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　全国児童養護施設協議会

平成18年度
児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための
チェックリスト自由記述欄　寄せられた意見の集計結果

分類番号	項　目	寄せられた件数
I	子どもの権利擁護のしくみ	
(1)	子ども自身の権利の意識をどう育むか。子どもの意見をどう取り入れるか	23件
(2)	マニュアル・システム・権利擁護の仕組みが未整備	30件
(3)	子どもの権利について議論が尽くされていないのではないか	20件
(4)	施設長としての自省・批判・悩み	10件
II	子どもとその家族への支援	
(5)	保護者との関係　家族を含めたケア	7件
(6)	子ども同士の問題	8件
III	個人情報保護と危機管理	
(7)	危機管理・システムの整備が悪い システムはあっても機能していない・機能することが困難	11件
(8)	情報管理上の問題点	3件
IV	施設の体制、施設長・職員の資質の向上、研修について	
(9)	児童養護施設の職員配置基準・労働条件等の改善が必要	32件
(10)	住環境が不十分のため、子どものプライバシーや権利擁護指導が充分でない	20件
(11)	職員研修が不十分・ニーズの多様化・職員の質の向上が望まれる	33件
V	チェックリストをどう活かしていくか	
(12)	都道府県協議会・ブロック協議会・全国児童養護施設協議会の 取り組みへの意見	3件
(13)	チェックリストを実施して改めて権利擁護の意義を考えた チェックリスト実施後の全体的な感想	28件
VI	チェックリスト実施への意見	
(14)	Yes/Noで答え切れなかった	17件
(15)	現状と適合していない設問である	15件
(16)	本チェックリストの実施への疑問・意見	13件

※　みなさんからお寄せいただいた自由記述欄の回答については、上記の項目に分けて掲載いたしましたが、いただいた意見・内容は、各項目に重なっている部分もありますことをお含みおきください。

Ⅰ　子どもの権利擁護のしくみづくりについて

(1) 子ども自身の権利の意識をどう育むか、子どもの意見をどう取り入れるか

【代表的な意見（抜粋）】

①	**わが県では、権利ノートが作成されて以来数年が経っているが、施設内において具体的に活用されていないのが現状である。**
②	**「どうせ職員に言っても変わらないから」と、子どもたちが諦めを感じているのが現状。**
③	**子どもたちの意見表明の場として子ども会議を実施しているが、なかなか機能せず、いろいろな方法を検討している。**
④	**関係機関との会議や研修会も多く、施設内で児童相談所職員と子どもたちの意見交換会も持たれたが、最近ではそれが空洞化しているように思う。**
⑤	**子どもたちの声をしっかり聞き取る体制を深く考えて取り組まねばと心している。**

【いただいた意見】

1	子ども同士、知らなければいけない「お互いの権利を守る」ということについては、機会をみつけては話をしてきましたが、まさにチェックリスト1-5-9あたりの教え方が不十分です。なかなか身につけてくれません。今後権利ノートの学習会などが良いきっかけとなって学んでくれればと期待しています。
2	子どもたちとの話し合いや意見箱等、子どもたちの声を聞きながら子どもたちと一緒に考える機会を増やしていますが、解決を急ぐあまり指示的指導になりやすい体質があります。意識の転換がなかなかできなかったり、職員にゆとりがないことも問題かと思います。自分の施設にばかり閉じこもらず、積極的に外部の情報にふれ、視野を広げて養護のあり方を勉強していかなければならないと感じています。
3	児童への権利と責任の違いの周知徹底の困難さ(個人差が大きい)。
4	施設入所児童に権利を教えるときは、まず「保護を受ける権利」に限定して伝えるべきであり、「自己決定権」等は、子どもが他者を大切にすることを理解したあとに伝えるほうが安全である。そして、「保護を受ける権利」は児童の権利擁護の対象として当然尊重される一方、目先の利益に結びついた「自己決定権」が児童の最善の利益にならないのであれば、それを権利として認める必要はないと考える。
5	入所時に児童及び保護者に施設で生活するにあたっての説明をしているが、児童の年齢が低く、まだ説明が分からないときなどは、年齢がきて理解できるようになってから時間を設けることを忘れずに確認していきたい。
6	ソフト面での課題として、いかに子どもたちの意見、不満を吸い上げるか。施設内には、意見箱が数箇所設置されており、苦情、意見を申し出る仕組みがフローチャートで示されている。週1回、各ユニットにおいて集会も行っているが、長年の体制からか「どうせ職員に言っても変わらないから」と、子どもたちが諦めを感じているのが現状ではあり、こうした雰囲気を脱却し、子どもたちが能動的に施設での生活を捉えるようにしていきたい。意見の一つ一つは、施設内の子ども同士のいじめ問題であるかもしれない。あるいは個人的な日常に関わる主張、希望や、抱えている問題に関すること等、多岐にわたるであろう。それらを敏感に察知し、いかに子どもが言いやすい状況を複数確保できるか。また、挙げられたことに対して個別の対応が適切と判断した際、いかに他児の理解、納得を得るか等、子どもと職員の信頼関係と、職員の質の底上げが条件と思われる。
7	児童の権利擁護は当然であるが、成長途中の児童に社会的なルール等を教えたりしていく場合の方法論に苦慮している。 社会的に育っていない児童への対応であるので"自由"という概念が一方的な場合が多い。また、権利意識だけ要求してくる場合もあり、本人たちに理解してもらえるよう努力している。
8	日常生活上一人ひとりの子どもから意見を聞いたり、入所児童(中学生～高校生)で構成された自治会を通して要望･苦情を聞いたりして事業運営しているが、権利ノート未作成が課題となっている。
9	5年前に当施設独自で権利ノートを作成、権利擁護に努めてはいるが、最近はどうも絵に描いた餅になってきている感じがしています。
10	入所児童の指導･支援のキーワードとして、人権尊重と児童個々の尊厳を重視し、児童の最善の利益と処遇を重んじ、支援の向上に努めている。その中にあって、多少の問題行動をもっている児童の支援には、職員の共通理解と認識を図りながら日毎の支援にあたっているが、ケースによっては、子どもたちの要望を全て入れ処遇することに難渋を期す場面も生じている。その場合、保護者の意見と児童相談所の指導･判断を尊重して事例に対応している。
11	子どもの権利ノートを基本にして学習効果と並行して邁進したい。

12	当施設では小4以上の児童に対し、5年程前に権利ノートを配布したのですが、その活用が十分といえる状況ではありませんでした。子どもたちの意見や気持ちを聴いていく中で、また支援の方法を検討していく中で、権利ノートを活用したいと考え、その方法について再検討しているところです。 その中で私達が特に気をつけたいと考えていることは、①子どもの成長にあわせた説明･理解 ②権利は自分のものだけでなく、周りの人にもあり、他人の権利を侵害してしまうものは権利ではなくなること ③権利の裏側には義務(責任)がある、ということです。 施設としてどうすべきかと考えていることは、居住スペースの問題があげられます。個人(プライバシー)の権利の確保、支援の透明性の確保という矛盾を含んだ問題があります。個人の確保された居住スペースが作られることで良い面も出てくると考えられますが、子どもたちの生活から離れてしまい、知らぬところで問題が大きくなってしまうのではないかという恐れがあります。これらのバランスがとれた住環境の理想の例といったものが示されていない中で、どうあるべきかと考えさせられてしまいます。 また、住環境整備の予算確保も大きな課題です。当施設は昭和40年代前半に建築された建物で、老朽化も著しい状況にあります。現在では、昔とは違い社会も豊かになり、子どもたちの身体の発育も大きく変わるなど、住環境に求められることは大きく変化しています。当施設では補助金を得ながら洗面所やトイレ、食堂の改修を行ってきましたが、まだ居室や風呂場など十分に改修が行われておらず、今の子どもたちにふさわしい住環境が整っていないという状況です。また、被虐待児の受け入れや保護者の問題(主に精神障害や、自己中心的なものの考え方しかできない保護者)も複雑さを増し、あわせて施設に課せられる役割は増すばかりで、慢性的な人手不足から職員は労働時間を大きく超えた時間を費やし支援を行っているのが現状です。
13	子どもたちの意見表明の場として、子ども会議を実施していますが、なかなか機能せず、いろいろな方法を検討しているところです。
14	1.権利の主張とわがままの区別の理解指導。 2.他の人の権利尊重の大切さ。 3.子どもを受容するだけでなく、子どもに社会人として成長するための必要なしつけを受ける権利があることを、職員や保護者に認識させること。 4.被虐待児が多い現在、単に受容を先行させると不登校児童が増えることにつながりかねない。特に私たちのような大舎制中心の施設では、ある程度「形」から入って、「学校は行くべきもの」との原則論で理解してもらう必要があるが、親や本人の要望を受けて、また時には児童相談所のケースワーカーが受容的支援を進める傾向がある。もちろん、物理的に(強制力で) 子どもを引きずり出すような行為は慎むべきだが、全職員が同じ意識をもって対応することは必要である。しかるに職員間の年齢段差が大きく、40～50歳代の主任クラス職員と、20～30歳代の若手職員の間の意識格差があって、権利擁護についての職員の共通認識を持つことが困難である。 5.ついては概念でなく具体的な事例をもとにベテランと若手の職員がその受け止め方を話し合い、積み重ねていくしか解決方法がない。わが施設では施設長も入ってその話し合いの機会を増やす努力をしている。
15	県で権利ノートが作られた当初は、職員研修をしたり、各グループで子ども達と職員が話し合いをしたりしていました。関係機関との会議や研修会も多く、施設内で児童相談所職員と子どもたちの意見交換会も持たれましたが、最近ではそれが空洞化しているように思います。私達児童福祉施設の職員は、純粋に子どもたちの最善のために権利擁護しなければならないと思いますが、日々の生活で具体的に話し合い、せっかく作った権利ノートをもっと活用していくべきです。「権利がある」ということをもう一度職員間でも話し合うことが必要でしょう。権利の意味を知って主張できる子はごく一部で、ほとんどの子が自己流の解釈をしているのではないでしょうか? 職員も学習して、もう一度初めの一歩に戻って考えることが大切だと思います。
16	処遇上の課題として、社会規範を教えたり集団生活上のルールを守らせる時に権利とわがままをどういう形で子どもに伝えるか。また子どもの年齢に応じたしつけについて、どういう方法で子どもに教えていくか。
17	児童養護施設において、子どもたちの声をしっかり聞き取る体制を深く考えて取り組まねばと心しているところです。
18	現在、知的障害等の関係者も入れ"権利ノート"が作成されつつあるが、誰が? 何時? どのように? 説明し、集団の約束との整合性を保つのか、"児童権利擁護"の元年として取り組みたいと考えている。
19	安全委員会(児童相談所県市より各1名、地域民生児童委員1名、元校区の小学校校長、1名(会長)と小･中学校の先生をオブザーバー、施設の職員5名)でうち立て、取り組み始めたばかりです。
20	権利ノートやリスクマネジメントのマニュアルは作成したが、それらを活用しての学習会や見直し等具体的な実践につながるようにしていく。子どもからの不満や意見等を生活の中でくみあげるシステムは少しずつできているが、それらの苦情を解決する仕組みをもう少しきちんと確立させる。
21	児童養護施設において子どもの人格や人権を尊重、子どもの最善の利益に向けての支援や保障をするには、目標であり課題であると思います。まず、このチェックリストを活用の上、問題点、課題が具体的に明らかにされてゆくこと。そして職員各自が自己点検により共通認識、課題の共有化、見直しや検討に通じることは職員育成、資質の向上になると思います。問題･課題の共有化のことも具体的な改善案等があれば、より活用しやすいのではないかと思います。 メリット、デメリットがあるが、自己点検により再認識と、処遇や、親や子どもとの関わりの中での留意になればと思います。
22	わが県において権利ノートが作成されて以来数年が経つ中で、施設内において具体的に活用されていないのが現状である。児童相談所自身、権利についての知識が乏しく、意識も低いため、どのように指導していくか課題である。一方、職員についても入れ替わりにより権利擁護の意識が浸透しなかったり、理念の継続がうまくなされなかったりするため、研修のあり方について再考する必要がある。また、権利擁護実現にはハード面の整備や第三者評価の導入も視野に入れ、財政的な支援がほしいところである。
21	児童の権利擁護の実現に向けた児童間での話し合いのプログラム化、及び児童と職員の話し合いのプログラム化を図りたい。

(2)	***マニュアル･システム･権利擁護の仕組みが未整備***
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**明文化されたり文章化されたマニュアルが不十分であることが分かる。**
②	**事故対応のマニュアルや安全教育のプログラム等、作成モデルがある施設があったら参考にしたい。**
③	**県の児童養護･児童自立支援施設協議会「倫理綱領」及び「児童養護と自立支援のガイドライン」を作成し、各施設が遵守すべき最低限の事項を定めた。**
④	**諸規程の整備が遅れている。全養協単位でマニュアルを作っていただくと助かる。**
⑤	**法人を含む、関係機関との連携による組織作りが課題である。**
【いただいた意見】	
1	権利擁護等の重要性及び適切な援助のための方法、業務についての研修、話し合いは職員間での話し合いやケース検討会などで折々に行っているが、明文化されたり文章化されたマニュアルが不十分であることが分かる。 今回のチェックリスト等に関して、モデル的なマニュアル等を全養協で作成できれば大変助かる。
2	法人内において、施設種別毎にサービス自己評価を実施、改善計画を作成、内部監査を行って是正を図っている。 平成19年1月、県内の児童養護･児童自立支援施設協議会が加盟する児童養護施設に向け、県児童養護･児童自立支援施設協議会「倫理綱領」及び「児童養護と自立支援のガイドライン」を作成し、各施設が遵守すべき最低限の事項を定めた。これに基づき施設で規程･マニュアルの見直し、改訂を図っているところである。
3	情報の共有化…記録の扱い方
4	現在倫理綱領を作成しており、権利擁護の意識を高めるよう努力している。モデルになるような施設があれば参考にしたい。
5	4-4-b…事故が起きたときの対応策の意味ですよね。
6	事故等への対応やリスクマネジメント、研修等について包括化されているものがあり、細分化し、明言化していく必要がある。･規定など整備されつつあるが法人内での検討中であったり、施設独自の暫定的なマニュアルになっていたりと、その整備が必要である。
7	職場内における体罰防止等に関する研修会を開くことができていない。また、そういった問題がこれまで発生したことがなかったため、問題が起きたとき速やかに対応ができるよう、事例研究等をして、対応マニュアルを作る必要がある。
8	個人情報保護の規定が未整備のため、取り扱いに迷いが感じられる(取り組み途上)。
9	ヒヤリハット等の研修の充実を図っていきたいと考えている。
10	【権利擁護についての、課題について】 ･被虐待の入所理由で措置されてくる児童が増加しており、彼らの行動特性として愛着障害的な執着的アピールや、パニック的、攻撃的アピール、"試し行動"等、通常の対人関係をもちにくい(＝ケアが難しい)ことが多くあります。 ･またADHD等、軽度発達障害やそれに近い行動特性をもつ児童も増えてきており、"話が通らない""生活上の当たり前の声かけが入らない"等「支援の難しい児童」も増加しています。 ･従って、ケアする側が極度にストレスにさらされることが多くあり、彼らのネガティブなアピールや反応に巻き込まれてしまうことも多くあります。(相互感情の悪循環が生じてしまいがちです) ･そうすると、本来は彼らとケアする側との間に構築すべき信頼関係や愛着関係をつくることが極めて難しい状況になります。 ･それが、職員の児童への体罰の背景になったり、その他権利侵害行動の背景になってしまう"ハイリスク"な状況をつくっています。 ･また児童間でも、他児童へ、権利侵害をする衝動をもっている児童もいます。 ･ましてや、そのような児童が増える中で、入所率ノルマ(＝開差基準)が引き上げられていることでの"ゆとり･余裕のなさ"がさらなる「構造としてのリスク」としてあります。 ･その「ハイリスク環境」の中で、権利擁護と適切な支援を行うのは容易ではありません。 ･今後は、上記のような問題を「構造的な問題」として、職員の共通認知とし、1)ケアワーカーのチームアプローチの強化 2)ケアワーカーのメンタルケアのシステムの強化 3)カンファまたケアについて、心理職、医療等他職種との連携 4)ボランティア等外部マンパワーの強化やスキルアップ 5)児相や医療、学校等との連携の強化、等を中心に取り組んでいく必要を感じています。 ･また、それらの課題に取り組むにあたっては、今後も園内研修の実施、スーパーバイズの実施等を並行して、より積極的に行う必要を感じています。
11	チェックリストをつけてみて、「4.施設における事故、対応」、特に入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みと入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策についてができておらず、即ち規定などを定めても職員組織に反映されていない状況を明らかにしたと思う。
12	事故対応のマニュアルや安全教育のプログラム等作成あるモデルがある施設があったら参考にしたい。
13	懲戒規定はあるが、その運用については難しい。事故に対するマニュアル作り等が遅れている。

14	施設の開放、情報公開とセキュリティの問題
15	チェックリスト(第一次試案)からチェックしていくと、明文化やマニュアルの策定ができているかになると検討、策定できていないのが現状であるため、策定のための参考資料の提供があればありがたい。
16	諸規定等、全養協でモデルを作ってほしい。チェックリストを分析後、実態について一度研修会を開いてほしい。
17	設問にも出てきたように、リスクマネジメント等のシステム化、マニュアル化が未整備なため、早急に作成する必要がある。
18	諸規程の整備が遅れている。全養単位でマニュアルを作っていただくと助かる。一つ共通の認識をもつためにも必要と思われる。
19	当園は平成17年に第三者評価を受けましたが、まだまだ1、2年目の職員への周知徹底までは十分でないように思えます。 平成19年度は特に事故、危機管理、個人情報保護の3つのマニュアルを総点検し、新任職員も含めた全職員に周知･徹底を図りたいと考えております。 このアンケートを参考にYes、Noのちぐはぐな部分を整理し、特に1年目の職員が分からないとした部分を中心にレクチャーしたいと考えております。
20	事故防止や暴力、いじめ等の事件が起こったときの対応マニュアルやリスクマネジメントの作成ができていない。マニュアルの作成と同じに、学習と訓練によって実際の場面で生かせるようにしなければならない。
21	先生の安全委員会を設置してから、暴力や権利擁護に関して一歩前進したように思います。ただ、事故等におけるリスクマネジメントの職員への周知徹底を早急に取り組む必要があります。
22	法人を含む、関係機関との連携による組織作りが課題である。
23	当施設では、施設運営方針のトップに児童の権利擁護を掲げて相当年数が経過しており、その後権利擁護から人権擁護に改め、直近(2年前)では児童の権利意識の向上に改め、入所児童が能動的に人権意識を身につけるよう全職員協働して養育にあたっているところである。 特に入所児童が当施設で「自由に生活できる」「自信を持って生活できる」「自由に生活できる」この3項目を保障した養育を行うよう全職員で意識統一を図っている。 教育は力を入れ、学習指導は勿論のこと、情操指導、職員指導の他、心の教育として「思いやりの心」「感謝の心」「奉仕の心」の三心が醸成されるよう講話、諸行事等を通して養育しているところである。 職員による不適切な関わり、子ども同士のいじめ等殆ど存在していないのが現状である。しかし、将来不適切な関わりが発生しないという保証はどこにもなので、心を引き締めて児童の養育にあたりたい。
24	施設内での不適切なかかわりについては、個々が意見を表明できるような職員関係を構築している。特に大人の幼児への適切な配慮。性的トラブルについては十分注意し、健全な成長の支援の観点から生活を共にしている。
25	子どもの人権を尊重したケア基準により、体罰の禁止、不適切な関わりへの禁止など明示し、現状では意識も高いことがいえる。 事故･事件予防のための研修は実施しているが、現場に即したマニュアル化が遅れ否定的な答えが増えている。現場の不安を感じさせる。取り組み途上にあり。
26	児童の人権擁護と人権侵害の禁止、防止のため平成19年度は「安全、安心」を目標に児童支援システム改革プロジェクトを職員全員参加のもとスーパーバイザーの指導を受けて改善することを計画中です。
27	施設内での暮らしに関する権利擁護について 法人の規程による職員の評価システムや、園独自の手順書に盛り込み、なおかつそれを定期的に見直すなどの作業を継続的にしています。人間の成せる技は不完全であるからこそ、組織全体でのこの継続的な改善が重要であるととらえています。
28	当法人は、各業種の福祉施設を多く運営している法人であるが、法人として利用者の権利擁護の視点から作成した「綱領」を基本とした事業計画を作成している。その上で各施設ごと、種別ごとに「処遇憲章」がある。また、法人として自己評価委員会、苦情解決委員会等があり、施設への各種苦情等は法人の委員会へ報告するシステムになっており、第三者委員の意見等も聞きながら解決を図っている。 職員の自己評価は全養協で作成されたチェック項目に基づき年1回実施している。しかし、法人として、施設としてシステムとしてはできる限り努力しているが、細かいところでは人権侵害的なことがいまの援助体制の中では起こる可能性がいつもあることを感じている。
29	種々のマニュアルについて、見直し検討を行っている。
30	程度の差こそあれ全般的に実行できていると思います。CAPを年に一度導入していますが、予算の都合もあります。リスクマネジメント、ヒヤリハットを実施しているのは効果的でした。第三者評価はかなりの回数実施していましたが、投書の数が減るばかりです。その分、各居室で解決できていると思っています。クラスの話し合い、リーダー会など自治活動を行っていますが、まだ積極的な自主性が養われていないように思います。施設長としては第一に職員養成の責任があると自覚し、努めているつもりではあります。

(3)	***子どもの権利について議論が尽くされていないのではないか***
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**一施設内だけでのケアの振り返りではなく、機関や複数施設による内省システムを構築していくことが望まれる。**
②	**権利侵害の総量として、入所児童による入所児童（児童間）への権利侵害のほうが、はるかに多いことが予想される。**
③	**子どもが”子ども”としてとらえられ、養育されることを保障される主体として位置づけられているか。**
④	**一人ひとりの権利擁護実現には正直なところ困難を感じている。**
⑤	**職員間の意見交換を密にし、施設の方針や支援要綱について共通した認識や価値観を持っていなければならない。**
【いただいた意見】	
1	子どもたちの権利擁護を考えたとき、余りにも議論を終えてない課題が多すぎるため、その実践に躊躇することが多い。特に、施設に入所している児童の保護と、児童の自律性尊重の問題に生じるジレンマ、親子分離における児童の参加権、入所児童の施設選択権や施設変更請求権･入所児童の保護者との同居拒否権等、児童の権利擁護にあたっての基本的な課題をまだ終えていない中で、児童の権利擁護だけを叫んでも、それらは空洞化した児童の権利論争や擁護活動になって行く。児童の主権論争を市民的に起こし、児童への人権感覚を高め、擁護されるべき児童の権利について市民的合意を図って行く手続きが今望まれていると考えている。
2	･懲戒権の濫用に関しては異論はないが、正当な理由がある限り懲戒権の濫用を認めても良いのではないかという意見が現場にはある。 ･体罰は否定しているが、そのことと躾に関しては明確なかたちで論理化されていない。文章上では理解しつつも、実際の状況や場面になると戸惑いもあることは事実である。 ･職員の不適切な関わり」も現在討議中である。何が不適切なのか、一目瞭然の場合となかなか判然としない場合があり、現在ケア会議等で事例を具体的に例示しながら論議していく段階である。 ･児童の権利擁護は大切なことは言うこともないが、同時に職員の権利擁護も重要である。権利擁護されていないケースワーカー、ソーシャルワーカーが児童や家族に対して権利擁護の視点を持つことは難しい。 ･権利侵害、事故、事件の発生の背後には現場に余裕のない状況が原因となっていることが底流にある。不詳事事件を一職員、一施設の問題としてとらえるのは表面的すぎるのではないだろうか。全国各地で起きているマスコミ等で報道されていない場合もあり、現在になって急に増加したとは考えにくい。被虐待児の行動特性、倫理感覚、人権感覚にマとしてしまう労働の負荷など、重要な課題が潜在していると思われる。一施設内だけでのケアの振り返りではなく、機関や複数施設が内省していくシステムを構築が望まれる。具体的には、派遣研修、施設長の他施設での現場研修など施設間の相互関係の中でレベルアップしていく方法が現実的である。
3	職員から入所児童への権利侵害があった場合、社会的な問題として取り上げられ、その対策等協議されるが、入所児童による入所児童への権利侵害の場合はそれほど大きく騒がれない。けれども権利侵害の総量として、入所児童による入所児童への権利侵害のほうがはるかに多いことが予想される。被虐待児童はその生育歴から大切に育てられてこなかったため、自分を大切にするという感覚が身についていない。自分を大切にできない児童に、他人を大切にすること、すなわち他人の権利を守るという考え方を持たせることは非常に困難である。したがって、被虐待児を多く抱える今日の児童養護施設では、児童による児童への権利侵害は容易に発生してしまう。この問題を解決することは大きな課題であると感じる。 今日、現場レベルでの児童処遇はナーバスになっている。これは近年の施設入所児童への権利侵害事件が全国的に問題となっていることへのリアクションであると思われるが、子どもの権利擁護は金科玉条の如く扱われ、疑うことすら憚られる。結果として児童養護の現場では、つねに子どもの権利がちらつき、児童処遇に権利侵害がないか怯えながら過剰反応している状態といえる。子どもが権利を主張すると、職員はつるし上げを恐れ指導どころではなくなってしまう。このような現状の中、施設のあり方が問われており、権利擁護に偏るばかりに施設が子ども迎合主義に陥ることは何としても避けねばならない。 子どもの権利には「保護を受ける権利」と「オートノミー(自立)の権利」があるが、後者が一人歩きすると施設の秩序の解体化につながる懸念がある。特に自己決定権は目先の利益と結びつきやすく、対応を誤ると子どもの最善の利益を損なう恐れもある。自己決定権は非常に危険な性格をもち、権利を認めるにあたっては子どもにとって最善の利益となるものは何かをつねに熟慮する必要がある。 また、被虐待児童はその生育暦から大切に育てられてこなかったため、自分を大切にするという感覚が身についていない。自分を大切にできない児童に、他人を大切にすること、すなわち他人の権利を守るという考え方をもたせることは非常に困難である。他人の権利を大切にできない児童に安易に権利があることを教えることは非常に危険であり、権利を教えることによってオートノミーが一人歩きし、自らの権利主張によって容易に他人の権利を傷つけてしまう懸念がある。人権擁護思想は使い方を誤ると擁護すべき権利自体を破壊する。
4	成育歴等により不安定な子の入所が多いので、子どもの状態に応じて権利擁護の話を進めにくい状況がある。 日常的に慌ただしく、しっかりとした話ができにくい現状がある。
5	体罰等の職員による不適切なかかわりが、子どもの権利の侵害になることは明らかです。子どもの権利を擁護するということはどういうことなのか。ただ単に不適切なかかわりをしないということだけでなく、それぞれに応じた子どもの権利を擁護することはどういうことかが課題だと思います。

6	権利擁護の視点は、子どもが”子ども”としてとらえられ、養育されることを保障される主体として位置づけられているか、というところにある。大人は、子ども達の育ちをどう支えていくのかを考えることが大切である。権利侵害という側面からの議論のみになると本質が見えづらくなると思われる。
7	入所児童のケースは多様･多問題化しており、家庭の背景や年齢、能力、傷病、入所時期を含む生育歴により幅が広く、一人ひとりの権利擁護実現には正直なところ困難を感じている。 施設生活という同じ環境での生活を余儀なくされており、そのため入所児同士の人間関係は常に良好であるとは言えず、どちらかが我慢する等、児童同士の利益･不利益が生じやすい状況である。集団を2人からと捉えていかなければならない。また、職員は年齢幅や経験の違いがあるため、それを補う研修や日頃の報告、説明、検討をしている。職員自身自己覚知や同僚や子どもとの関係の状況把握にも努めている。
8	重い課題を背負った子どもの入所が増えている。関係性に躓き、歪みを抱えて入所してくる子ども達を受け入れ、その修復を目指して日々の暮らしを重ねるケアワークにあって、子どもとのやりとりの場面で職員側のコンプレックスが刺激され、ややもすると人権侵害を起こしかねない事態も容易に想定できる。そんな危機感を常にもちながら権利擁護の実現に努力している。 権利を擁護する側の者の育ちや癒しを含むゆとりを、質･量両面においていかに保障できるか！重要な課題である。
9	･しつけと虐待の違いはどこなのか（定義としては理解できるが） ･児童の意見尊重とわがままの違いはどこなのか。 ･職員が同じ方向に向かって子どもを支援する体制作り。（職員がバラバラにならないように）
10	要望…弱い立場の人がこれ以上対象化されないためにも(社会の流れにバランスよく対応しつつも)、簡単には結果のでない子どもの養育の大切さを訴え続けていただきたい。共に!
11	「人権を守る」ということは、どの社会でも大切なことであり、児童養護施設においては子どもの人権を守るのは当たり前のことです。昨今、児童養護施設は情緒障害児短期治療施設、自立支援施設に入所したほうがよいと思われるケースの児童を入所させなければならない現状です。子どもを守るためには職員の意識はもちろん高めなければなりませんが、その前にまず守る施設の整備、職員配置の確保が重要です。教育の場である学校では、次々と人員増や心理の専門家の投入を図っているのに、施設の現場では人件費のカットに始まり専門職員の常勤化も最近になって保障されるという現状です。 問題が起きれば即職員、施設長、施設全体の責任と大騒ぎするのは、施設や働く職員の環境をきちんと整備したうえで言えることだと思います。施設収入がない施設に、"寄付を求めてはいけない""繰越金を貯めてはいけない""引当金を貯めてはいけない"ダメダメづくしで縛ってきた結果、いざ施設が老朽化したり、現状がそぐわない建物で、整備をしたくても、その資金はだれが保障してくれるのでしょう。 指導のあり方を求める前に、国がきちんと建物と生活費、人件費を時代にそった形で保障してくれることが、子どもの人権を守るための第一歩だと思います。現場がゆとりを持てることを願っています。
12	権利擁護はしていかねばならないと考えています。早い実現をとも思っていますが、現実、児童養護であるにもかかわらず非行傾向が多くなっている中、現場としてはよく考えたうえでの、職員としての児童の思いなどを考慮に入れ実現に向けていかなければと思います。
13	広義の権利擁護は生きる権利、育つ権利、成長する権利、学習する権利(教育を受ける権利)、社会で自活できるようになる権利等に最善の利益の追求である。(学校へ行かないことを宣言するなどと言って、布団から出てこないで不登校にさせていたりするのは?)(嫌いなものを食べさせるなんて･･･、嫌なものは残して(捨てて)いいよ･･･という職員?)
14	利用者が児童であるがゆえに、自身が権利の主体であることを実感させることの困難さ。
15	施設長が職員一人ひとりと個別に面接する機会を設定する必要がある。
16	苦情解決事案、意見箱の設置はできているが、有効な活用ができているとはいえない。子ども、保護者への周知が不十分である。第三者委員の利用者、職員への聞き取り、実態調査をしてもらうべきであろう。
17	体罰についての職員個々のとらえ方等、育ってきた環境等で個人差が生じてくる。組織としてマニュアルを示し周知を図るようなことは当然行っているが、様々な状況の子ども達を目の前にしたときには、マニュアルのイロハが鮮明に思い出されることは少ないかもしれない。当施設では子ども達との全体的な話し合いの中で、「職員は子どもを叩かないようにする」と宣言する。暴力の理由に大人が言うところの「愛情」があったとしても、受ける側の子どもが「どう感じたか」が重要だということを職員教育の中では重視している。 残念なことにキャリアの少ない職員の中には「権利擁護」と「甘やかし」を混同している傾向も否めない。今後の職員教育上の課題である。人生経験の薄さに、知識として権利擁護を擦り込んでしまうと、真意が伝わらない。 子ども達の自己主張が「自由をはき違えたもの」にならぬよう、ていねいに関わっていきたいと思っている。
18	入所前に権利侵害を受け、その回復のために施設を利用する子どもが、施設で権利を擁護されなければ、それは単に権利を擁護するという初期の目的が果たされないだけでなく、二次的な権利侵害となり子どもに重大な被害を与えることになる。そのために、生活単位を小さくすることが課題である。生活単位を小さくしても施設では子どもは集団を形成する。そのため職員と子どもの関係の中の権利侵害は勿論のこと、職員の目の届かない場所や職員がちょっと目を離した隙等、子ども間の権利侵害がないようにすることが大きな課題である。顕在化したもの、潜在化している子どもの様々な行動を、権利擁護という視点で職員が見極めることができる、職員間の権利擁護についての価値観の統一や職員個人の能力･技術の修得が大きな課題である。 子どもの意見表明は、子どもの権利条約に規定された権利である。子どもは日常的に自分の考えや意見を口にするが、それに対応する職員の返答が施設の方針に則ったものでなく、職員の価値観や一個人のもので、後々子どもの施設全体や職員への不信や不満になることも少なくない。そのような問題を理解するには、会議等を利用し、職員間の意見交換を密にし、施設の方針や支援要綱について共通した認識や価値観を持っていなければならない。しかし、異なる生活環境や様々な生育歴を持つ職員が共通した価値観や職務上の共通認識を持つということは、とても困難なことである。

19	児童に対して、正しく自分達の権利について認識、理解させることは、かなり困難である。権利、即、自分達の要望･欲求(欲しいものを何でも要求する等)を通すことなどと解釈しがちな面がある。権利、義務について正しく理解するよう折りにふれ説明しているが、児童の理解度については、しっかり把握していないと思う。
20	児童の権利擁護を守ることと職員の権利を守ることと双方の問題があるので、大変難しい現状を抱えている。

(4)	***施設長としての自省･批判･悩み***
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**学童期や青年期においても近年様々な問題を抱えている子どもが多く、集団生活における事故が起きないよう、いつも緊張している。**
②	**施設長として反省すべき点も多く、自己点検することができた。**
③	**少しずつ着実に取り組むためのいま少しの余裕が欲しい。いきなりの達成は無理。できるところから取り組むつもりである。**
【いただいた意見】	
1	施設長として反省すべき点も多く、自己点検することができました。
2	施設長として、研修での虐待に関する内容を定期的にという点で不足と反省しております。(必要なとき、ニュース内容等行っているが)。就任して1年目の仕事内容の偏りを反省し、早速定期的に行うもの、必要時に行うもの、予防上欠かせないものをしっかり見分けて行います。
3	施設長として、日常的に体罰防止を周知し確認する。
4	.施設長としてスーパーバイズする力量の不足を痛感している。
5	1-2…施設長自らとの意味と捉えていいのですよね。主任等がその任に当たっている組織もあるのかとも思えるが。「積極的に」「日常的に」の状態があいまいな基準に感じる。例えば、「日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ」とあるが、職員会議ごと取り上げなければならないのか、どうか。毎回取り上げていると他の課題が進まなくなることも考えられる。チェックリストはチェックのためのリストであるが、改善のための基準でもある。単純に努力目標とするのか、具体的な目標とするのか。
6	学童や高齢児においても近年様々な問題を抱えている子どもが多く、集団生活における事故が起きないよう、いつも緊張している(薬の管理なども含めて)。
7	施設長に対する指導･助言の求めは不満がみえる。
8	他の社会福祉施設は、管理責任の立場から人権擁護や人権侵害がとらえられるが、児童養護では親権の代行面の役割が大きいので、混乱が生じやすいこともよく理解しておく必要があると思う。一施設長の立場で書きたい。 ･日常的に権利侵害の防止を意識して処遇を職員に周知しているつもりである。(職員会議等で説明) ･しかし、マニュアルの徹底、研修などについては、正直不十分と言わざるを得ない。 ･理由は、職員、施設長とも、日々子ども達の諸課題の処遇に追われており、時間的な余裕、配慮が難しいことが一つである。 ･変則勤務のため、全員が集まって研修の時間が十分とれず、日常的な引き継ぎ等(自立計画、ケースの引き継ぎ、ケースカンファレンス、事業計画等々(月2回各2時間))で手一杯。また、他研修派遣のため要員を割く必要もある中では難しい面がある。 ･項目を実現するためには、かなりの努力を要すると考える。(勤務等就業の見直し) ･少しずつ着実に取り組むため、いま少しの余裕が欲しい。いきなりの達成は無理。できるところから取り組むつもりである。 ･ただ、職員には一層の戸惑いがあるが、危機意識を持つ良い機会かと考える。施設長も含めて。 ･また、先駆的に実践している施設があれば、具体的な事例を通して(子どもからの暴力に対して、職員の対応例と子どもだけでなく職員のケア法など)研修等で示すなどできれば良いが。それだけ現場は深刻化している。
9	日常の子ども達との生活に追われ、児童の権利擁護に関する学習やプログラムの作成等できていない。また、毎日起こる出来事について、事故防止や児童の権利擁護の観点から振り返りを行う余裕がない。
10	時々、人権教育、援助技術などの研修･学習会は行うが、定期的な研修プログラムはできていない。

Ⅱ　子どもとその家族への支援

(5) 保護者との関係に苦慮している　家族を含めたケア

【代表的な意見（抜粋）】

①	**保護者や親族がしばしば児童の権利を侵害することについて。**
②	**保護者や入所児童からの多様な要望を、施設集団生活の中でどこまで実現していくか。**
③	**かなり難しい保護者対応を迫られるケースが増えている。**

【いただいた意見】

1	保護者が入所の日に来ないということも少なくないので、後日忘れずに説明の場をもつ必要がある。
2	保護者や親族がしばしば児童の権利を侵害することについて、それに対する法的な枠組みが未整備なために、その侵害から子どもを護るのは容易なことではありません。しかし、児童相談所と連携を図りながら、児童に不利益を与えないように最善の努力をしていかなければととらえています。
3	保護者や入所児童からの多様な要望を、施設集団生活の中でどこまで実現していくか、あるいはどう説明するか? 例えば、子どもを塾に通わせたい、携帯電話を持たせたい、という保護者の要望等について。
4	･自立支援計画では、子ども及び保護者との共有と書かれているが、虐待ケースや個人に告知していない障害など難しい点がたくさんある。このような場合でも共有は可能なのか。 ･今後、保護者や利用者からすれば不適切な扱いと考え、また施設側はそうではないと考えているケースの取り扱いに難しさを感じる。 ･利用契約ならば、契約の中で重要事項説明が可能となり対応がしやすいケースも出てくるが、措置となると契約で言う甲と乙の関係になり得ず、かなり難しい保護者対応を迫られるケースが増えている。
5	･私達の使命は自立支援と権利擁護であり、狭義の権利擁護のみを強調することに危惧している。まず子どもと保護者といかに接触して意見が聞けるようになっているかの関係づくりが第一である。
6	人権擁護、人権侵害の禁止･防止は、児童養護施設として常時最善の手だてを講じて対応していなければならない課題である。このチェックリストは問題を明確にされ、それに対する点検項目を詳細に分類されてありますので、これを基にして定期点検し、随時の取り組みの参考にしたい。 問題点…常時把握できない保護者への対応
7	心理ケア　心理担当の職員による児童及び家族への面談を通して、児童理解及び家族再統合への取り組みを充実させていくこと。

(6)	***子ども同士の問題***
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**子ども同士のトラブルも多くなっており、職員の介入の仕方の研修の充実化の必要性も感じている。**
②	**自分達にとって安心・安全の場を求める権利の裏に、他の子の安心・安全をも守っていく義務があるということが伝わりにくい。**
③	**入所児童の年齢が全体的に高くなっており、そろそろ対応が限界かと思われる。**
【いただいた意見】	
1	子ども同士のトラブルも多くなっており、職員の介入の仕方の研修の充実化の必要性も感じている。
2	子ども相互の権利擁護、権利の階層性の整理と確認。例：睡眠>おしゃべり(深夜の)、食事>テレビ。
3	子どもが子どもの権利を侵害する事象があとを絶たない。かなり減ってきてはいるが皆無になることはあり得ない。施設や学校でも対応しきれないような児童が、児童養護施設に入所してくる状況を避けることもできないし、児童相談所等も権利侵害等の問題行動への対応はにぶい。児童の権利擁護を実現する上での課題は多い。
4	権利擁護について、権利ノートで形式的に説明するだけでは子ども達にはきちんと伝わっていかない。自分達にとって安心・安全の場を求める権利の裏に、他の子の安心・安全をも守っていく義務があるということが伝わりにくい。
5	職員は倫理観や行動規範を備え児童の支援に携わることは当然のことであり、また、それが侵された場合には就業規則や管理規程にもとづいて対応できるが、児童間の権利侵害については難しい側面を多く含んでいる。限られた職員体制の中で、また発達障害と思われる児童も増えつつあり、それぞれに課題を抱える中で不健全な我慢を強いることも少なくない。当施設では特に児童間暴力が発生しないような取り組みに力を入れているが、児童相談所との連携の重要性を痛感し、共に取り組んでいるところである。
6	職員の教育は委員会をつくり昨年度より徹底したが、子ども達同士の中での人権侵害が起こらないよう職員と子どもの信頼関係を深め、体制づくりを整備していきたい。
7	子ども間における暴力問題や性的問題にかかる防止対策が課題となっている。
8	今のところ、入所児童から不満としての行動は一つも出てはいないが、施設内小規模ケア・グループホームと従来の大舎制の生活空間にはかなりの違いがあり、職員側として何とかしてあげたいと思ってはいるが、現在のところ敷地の面積上どうしようもない。当面は隣接するアパートの一軒を借りうけて、大舎ですごす入所児童については、ユニット毎にそこを休日等一日使用したりしている。 食事の買い物、料理、入浴、テレビを観る等をして、大舎の施設舎の夕食までに帰ってくるというようにしている。 大舎制ユニットではあるが、一番の悩みは特に女子高学年のプライバシー保護である。(同じ一棟の中に男子部、女子部のユニットですごしているため)幸い今までのところ男女の事件は発生していないが(発生しないような人間関係を重視したすごし方をしているが)、入所児童の全体的な高年齢化により、そろそろ限界かと思われる。本部より数年後に別棟の提供があることを期待しつつ、何とかそこまで大舎制での男女の事件が起きないことを祈るのみである。

Ⅲ　個人情報保護と危機管理

(7)	危機管理･システムの整備が悪い。システムはあっても機能していない･機能することが困難。
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**就業規則や服務規程などに体罰の禁止を定めていても、日々の処遇の振り返りをする機会を多く設けることが大事だと思っている。**
②	**施設内暴力はほとんどなくなったが、問題を抱えた子どもの問題解決という課題が明白になってきている。**
③	**中学校側より、児童の人権を考慮していない対応があった。教育現場で児童の権利擁護の視点をもってもらうのに困難を感じている。**
【いただいた意見】	
1	権利擁護を実現するにあたってシステムは整っているとは思うが、それが十分に機能していない部分の強化が今後の課題の1つである。
2	ヒヤリ･ハットに体罰の項目を入れる。
3	就業規則や服務規程などに体罰の禁止を定めていても、日々の処遇の振り返りをする機会を多く設けることが大事だと思っています。
4	このアンケートを実施して、施設の不足部分がまた明らかになりました。職員は日々体罰や事故の防止に各個人各々努めておりますが、管理機関がいまだ徹底して対応していないという点が、わが施設の問題点でしょう。これからも日々改善に努めてまいります。
5	就職規則･服務規定等十分な周知徹底および苦情解決システムの形骸化等実態を見ることができた。今後の反省点としたい。
6	権利擁護のためのシステムの構築。特に、職員の研修体制、事故対応、リスクマネジメント、子どもへの権利教育。 とにかくシステムをしっかりと整備することが緊急の課題です。
7	各種研修、職務指導、職員会等の機会を通し権利擁護の理念、あり方を徹底しているが、処遇状況をみるとその水準化を図ることは大変であると感じます(当施設で特に問題を抱えているわけではありませんが)。
8	･権利擁護、体罰禁止等、就業規則や管理規定に示されているが、全職員に周知徹底できていない。誰もが自信を持って答えられる取り組みが必要である。
9	入所児童の児童間暴力、児童間の侵害に対して脱暴力･安心回復プログラムを実施しています。施設を児童にとって安全･安心な居場所にするため、毎週聴き取り調査を行い、暴力や侵害があれば、マニュアルにそって対応し解決を図っています。取り組んで約1年がたち、施設内暴力はほとんどなくなりましたが、問題を抱えた子どもの問題解決という課題が明白になってきています。
10	今回のチェックリストをチェックしながら、不十分な取り組みの多さを実感いたしました。今後は、このチェックリストを基に改善していきたいと考えております。誠に勝手なお願いですが、これらの項目に関することを、施設において具体的に明文化した、マニュアル等を作成している施設や、参考マニュアルをお持ちでしたら教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。
11	反社会的行為を繰り返す傾向にある児童について、中学校側より児童の人権を考慮していない対応があった。教育現場で児童の権利擁護の視点をもってもらうのに困難を感じている。

(8)	情報管理上の問題点
1	･個人情報の保護に関する規程が今後必要である。
2	･職員の経験年数によって日々の取り組みに対して理解度の差がある。 (まとめ)一部の職員だけが知っている、理解しているということではなく、誰もが知っている、理解しているという環境作りが大切である。当施設は様々な点で努力、改善が見られるが、今後さらなる自己研鑽が必要である。
3	･マニュアル作成等明文化と言うことができていない。

Ⅳ　施設の体制、施設長・職員の資質向上、研修について

(9)　児童養護施設の職員配置基準・労働条件等の改善が必要

【代表的な意見（抜粋）】

①	**直接処遇職員の数を増やすことが必要。**
②	**小舎、グループホームの運営にあたり一週間の宿直回数緩和処置が必要。**
③	**幼児期の子どもは本当に目が離せず、職員体制の充実が必要。**
④	**月平均1人10回の変則勤務を余儀なくさせ、結果、職員の定着率が悪い(新卒2～3年)。**
⑤	**施設(法人)の運営方法や職員処遇についても問題がある。**

【いただいた意見】

1	一人ひとりが多様な養育上の問題を抱えて入所してくる児童を、情緒的、精神的にも安定させ、自立に向け援助･支援する上では、医療機関、学校、児童相談所等と連携を図りながら日々の養育に当っている。一人ひとりにきめ細かな養育･援助をと考え、少人数によるユニット方式をとっているが、国による職員の配置基準(児童福祉施設最低基準)があり、施設の運営上の負担、職員自身の負担が多くなっているのが現状である。この基準の改善を願うものである。
2	日々の養護の中で子ども達一人ひとりに目配り、気配りしているつもりだが、幼児期の子どもは本当に目が離せず職員体制の問題も考えてしまう。
3	性の問題や健康上の問題、心理面でのケアなど、いろいろな問題を解決するためにも、ゆとりのある空間作り、ゆとりのある職員配置が必要。
4	直接処遇職員の数を増やすことが必要。
5	児童の男女間の問題(性の問題)や、問題行動(特に他児への暴力、威圧、いじめ等)の問題がある。それに対応する職員の人数の少なさや、労働条件の低下や研修、学習不足があり、結果的に子どもの権利擁護を難しくさせている。
6	児童の権利擁護のためにも、職員の待遇改善と地位の向上が望まれる。
7	権利擁護を充実させるためには、個別対応職員、家庭支援専門相談員（FSW）、心理職等の加配ではなく、ケア職員の指導をできる最低基準の改善が必要です。また、子どもの生活充実のためには、地域での活動(少年野球、少年サッカー、ミニバスケット)等の費用を制度化してほしいと考えています。
8	日頃の活動に深く感謝申し上げます。この度のチェックリスト回答にあたり、現実入所している子どもたちが守られ過ぎ、職員側の対応が消極的、さらには事務仕事、会議、打合せに時間を多く使い、本来子どもと向き合うことが大きく削かれる様でなりません。当施設では児童の権利擁護に努めており、近年事故･トラブルなく経過しておりますが、施設長である私は施設の管理棟で生活し、入所児童や職員の動きが常につかめ、何時でも対応できる状況の中で、チェックリスト上のことは特に定めておらず、文章化もしていない実情です。当施設（児童養護施設全体）にとって、以下三点の課題を記します。①小舎、グループホームの運営にあたり一週間の宿直回数緩和処置。②職員配置基準の改正（ゆとりある児童処遇の実現）、③児童育成の場であり、しっかりしたしつけができる施設であること。権利擁護も大切ですが地域社会に理解され望まれる子どもたちの育成が必要と考えます。
9	恒久的な人的不足について。 施設が担う「社会的養護」を行うということは、これまでの家庭の役割だけではなく、植えつけられてしまった人間関係、自己否定、家族観などにおける様々な「歪み」を補正し、支援しなくてはならない。これら個々のケースを丁寧に対応し、自立支援や社会的資源を駆使して家族の統合を目標にしていくためには、労働基準法との兼ね合いも含め、戦後からの職員の奉仕精神に頼らざるを得ないままの今日までの歩みでは、行き詰まりが見えているといえないか。少子化が進んでいるにもかかわらず、要保護児童の増加とその受け皿不足が問題視されている一方で、福祉従事者が減少傾向にあることに対して、もっと国レベル、全国レベルでの危機感を促し、一般社会に対しての「未来の日本を担う子ども達を大切に『手塩に懸けて』養育する義務と必要性」を広められないものだろうか。著しく変化していく社会とはまるで無関係かのごとく、数十年変わることのなかった現行の最低基準自体、出生率1.25の現実から目をそらした、より手厚く専門的な社会的養護を必要とする子ども達の権利を軽視していないだろうか。
10	年々虐待等により心理ケアが必要な児童、また学力が著しく厳しい状況で学校生活についていけない児童等が混在し、現行の基準による職員数では適切な養護ができない。当然必要な研修に割く時間の確保もなかなか難しい。 施設の構造上、夜勤職員の確保が最優先となり、月平均1人10回の変則勤務を余儀なくさせ、結果、職員の定着率も悪い(新卒2～3年)。そのため職員の指導力も十分とはいえない現状にある。
11	虐待など、入所以前に家族が担うべき子どもの権利が侵害され心身に傷を受けた子どもたちにとって、権利擁護は重要な課題と考えている。子どもの成長発達過程というプロセスを、安全で安心した環境のもと作り(回復し)、成長発達を保障する場としての児童福祉施設と考えた場合、現行の最低基準のままだと、一人ひとりのニーズには対応しきれないという大きな課題がある。

12	児童の権利擁護を実現するには、先に保育士、児童指導員の身分保障をし、優秀な職員が楽しく仕事ができる状況を作ることが先決である。老人福祉施設にはこの職員配置があるのに、国の宝と政府は言う児童のサービスはこれで良いのか。全養協として対策を考えるべき時。
13	余裕、ゆとりのない職員配置。労働基準法の規則における労働保障(週休2日、宿直週1回、産休、育児、介護休暇等々)と、一方で、入所に至るまでの不適切な養育で育った子に対して、時間をかけた援助の必要性、それらにかかる職員補充人件費、対処にあたれる職員の人材確保が困難。
14	児童養護施設において被虐待児の割合が過半数を超えている状況下、子どもの権利擁護は当然のことであるが、子ども達への関わりには非常に大きなエネルギーが求められる。子どもの問題といわれる行動であったり、フラッシュバックを起こしている現状の中で、子ども達と関わる密度の濃さが必要であるが、そこに関わる職員が疲労困憊している。職員がチームワークを組み取り組む必要があるが、人数のうえでも時間的にも職員が余裕を無くしていることが感じられる。子どもの権利擁護を追求していくことと並行して職員の人的保障や精神の安定を考えていく必要がある。
15	3-3-e、就労条件の見直しができれば有り難いのですが、私を含めて職員の意見を聞いていたら、子ども達の暮らしを少しでも豊かな方向にという思いが崩れてしまいます。しかし、職員はもっと気分転換や息抜きをして新鮮な気分でいないと、子どもと子どもを取り巻く環境(親さん)と共倒れになってしまうのではないかと思っています。
16	「人権を守る」ということは、どの社会でも大切なことであり、児童養護施設においては子どもの人権を守るのは当たり前のことです。昨今、児童養護施設は情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所したほうがよいと思われるケースの児童を入所させなければならない現状です。子どもを守るためには、職員の意識はもちろん高めなければなりませんが、その前に、まず守る施設の整備、職員配置の確保が重要です。教育の場である学校では次々と人員増やし、心理専門家の投入を図っているのに、施設の現場では人件費のカットに始まり、専門職員の常勤化も最近になって保障されるという現状です。 問題が起きれば即職員、施設長、施設全体の責任と大騒ぎするのは、施設や働く職員の環境をきちんと整備したうえで言えることだと思います。施設収入がない施設に、「寄付を求めてはいけない」「繰越金を貯めてはいけない」「引当金を貯めてはいけない」ダメダメづくしで縛ってきた結果、いざ施設が老朽化したり、現状がそぐわない建物で、整備をしたくてもその資金はだれが保障してくれるのでしょう。 指導のあり方を求める前に、国がきちんと建物と生活費、人件費を時代にそった形で保障してくれることが、子どもの人権を守るための第一歩だと思います。現場がゆとりを持てることを願っています。
17	児童養護施設における権利擁護のさらなる保障に向けて、施設・職員、さらには子ども達も主体的に参加しながら実践的に取り組んでいきたいと思います。取り組みを前進させるうえでは施設の主体的努力がとても大切だと思います。 今回このチェックリストに基づき当施設・職員の自己点検に取り組んだ結果、いくつかの不備(検討中含む)にも気づき、具体的努力目標も自覚することができました。また、同時平行して権利擁護実践(自立支援)のため、この自己点検にとどまらず専門性のさらなる向上に努めていきたいと思います。 しかし、現行の児童福祉をとりまく諸制度(社会システムとしての社会的養護)のもとで、施設の主体的努力だけでは子どもの権利擁護実践に限界があるという事実も否めないと感じています。やはりそこには権利擁護の前進という課題と諸制度との間に制度的矛盾があると思います。施設における主体的取り組みと同時に、制度的矛盾の解決に向けても主体的に参加し、運動論的視点も重視しながら、養護実践に取り組んでいきたいと思っています。
18	近年児童及び保護者に関する多岐にわたる問題性から、支援・援助の内容が過去とは比較にならないくらい複雑になり、量的にも増加したといっても過言ではない。しかし、最低基準における職員配置など長年改善されないまま、支援・援助の職員にかかる負担が以前よりも過重になってきているのも実際のところである。その意味からも、職員に起こる疲弊感が対人援助に関する権利侵害等の発生要素になりかねないと思う。職員の負担をどのうように軽減していくのかが一つの課題と考える。
19	職員定数の問題は深刻な課題であると考える。
20	限られた人数での勤務ローテーションで日々子どもの要求を満たすこととして勤務している職員を集めて、意思伝達を行うことの難しさを痛感しており、チェックリストに示された細かな配慮は難しい。
21	小グループケアをめざすほどに集団性の維持が困難となるので、職員個々の倫理、質の向上が大切であると思うが、"ゆとり"のある人材配置が子どもの権利擁護を実現させるものと思うので、人員配置について特別の配慮を希望する。例えば、個別加算、即ち、在宅処遇と同様の背理を願いたい。
22	現在の職員配置では子どもとの愛着関係の再形成と信頼関係を築くことは難しい、むしろ人員不足を補うためのオーバーワークした職員が疲れ果て辞めていく現状である。
23	子どもの出生率が低下し少子化が進行している中、児童養護施設への入所が増加している。特にテレビや新聞等のメディアで取り上げられている虐待ケースが増加の一途であり、当施設においても新規の措置児童数の8割が虐待ケースである。そのうえ、施設内においても家庭の崩壊により入所した子ども達の多くは、子どもの育ちへの十分な対応がされておらず、個別ケアが必要であるが、職員数の不足により子ども一人ひとりに十分なケアができていないのが現状であり、職員配置の見直しが最優先課題である。
24	子ども達の権利擁護を実現するためには、職員の労働条件の改善が図られる必要があると感じるが、被虐待児など処遇のうえでますます手のかかる子どもの入所が増え、職員の労働環境は一層厳しいものになっている。

25	児童の権利擁護を実現するにあたって一番大切なことは、施設が職員、児童が心にゆとりのある生活ができる環境をつくることです。そのためにも職員増加や居住空間の広さなどが必要だと思っています。そのためにも国はもっと予算を増加してほしいと思います。
26	児童養護施設の最低基準は、集団養護が基準であって、個別処遇時は他の児童は犠牲になっている。そういった場面に直面することが多く感じられる。早急に職員配置6：1の最低基準の見直しを実現して欲しい。それが児童の権利擁護を実現するに当たって最重要課題だと思う。
27	児童養護施設では、昔と比べ様々な問題を抱え入所してくる児童が増加しているのが現状です。人権擁護のためのチェックリスト等も必要なのかもしれませんが、それよりも職員が施設に増える体制づくりをして、人権擁護をすることも大切なことではないでしょうか。国全体がもっと現状に目を向けられるようにしていくことが大事ではないかと思います。よろしくお願いいたします。
28	児童養護施設は子どもの人権を守る使命があり、子どもが安心して生活できる場所である。施設で働く職員は「10の基本原則」「人権の尊重に基づく行動規範」など心に明記して仕事に取り組まなければならない。しかし子ども達の重篤化、ケア対応の困難さは課題となっている。 時々、職員の人権は･･･と考えなければならないケースもある。子どもを愛し、仕事を愛し集った施設職員の中から、行き詰まって離れ去っていく者もいる。本施設では、職員を定数以上において処遇に当っているが、行き届いた処遇をすることは精一杯の状況である。質的、専門的なケア向上に取り組むためにも職員定数の増を望んでいる。
29	児童の権利擁護を実現するためには、入所している子ども達と直接関わり、ケアを行う職員の充実がないと困難を伴う。現在の職員配置で要保護児童の十分な権利擁護の実現を目指すのは、とても酷なことだと感じる。現場はぎりぎりのところで頑張っているので、権利侵害の問題が起きた施設のことは他人事ではないと思う(一部は全く理解できない問題もあるが･･･)。早急な対応が望まれると思うので、自分自身も研鑽していきたいと思っている。
30	子ども達一人一人の最善の利益と権利擁護のために具体的な対応策や積極的な職員研修を定期的に行う必要があると思いますが、勤務ローテーションの関係等で時間的問題があり充分にできない状況にあります。
31	1.体罰や不適切な関わりは職員個人に原因を求める向きもあるが、施設(法人)の運営方法や職員処遇についても問題があるのではないか。 2.かなり以前のことだが、障害児者施設関係職員が集まった研修でも、施設内虐待の話を聞いた。その際、原因として職員が目の前の処遇に振り回され、余裕を持って利用者に関われないと言う話がよく出ていた。 3.職員の過密労働、低い待遇などに問題はないか。児童養護施設で女性職員が安心しながら子どもを生み、育てることができるか？ 4.児童の権利を守ること、職員の働く権利を守ることは表裏一体である。その視点が全養協でも欠落している。
32	安定した職員構成　非常勤の比重が高く、継続した雇用契約が見込まれないことがある。2年目でベテラン扱いとなってしまうこと

(10)	***住環境が不十分のため、子どものプライバシーや権利擁護指導が充分でない***
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**施設が古いこともあって、子ども達に落ち着いて、あるいはゆとりをもって生活できる環境を提供できていない。**
②	**大集団で生活しているので、子どもたちのプライバシーが守りにくいところがある。**
③	**個人情報の保護に関してはまだ規定(プライバシー・ポリシー等)を整備していないので、早急に整備していきたい。**
④	**中学生、高校生の高学齢児が多い中、大部屋に7～8名の子ども達が縦割りで生活している状態で着替えをする場所もない。**
⑤	**学習習慣の確立が困難。入所児童の傾向、職員編成、建物の構造上の問題など。**
【いただいた意見】	
1	個人情報の保護に関しては、まだ規定(プライバシー・ポリシー等)を整備していないので早急に整備していきたい。児童の居室が8人部屋となっており、カーテン等で工夫はしているが、財政上のこともあり改善が難しい状況にある。事故等安全確保のための対応マニュアル、安全教育のためのプログラムについてはまだ整備をしていない。職員会議で各自の自己点検に基づいて討議をして合意を得たが、細部にわたってまでとは時間の関係でいかなかった。
2	環境としてグランドや畑も広くのびのびと遊べますが、何分建物が古く、空間が大きく、グループ化を図ってはいるもののプライバシーを守ることもなかなか大変です。難しい問題ですが、少しでも改善できるように力を合わせていきたいと思っています。
3	各自の居室等における環境整備については、経済的な問題もあり、十分な対策に結びつかない点が多々あるように感じている。
4	職員が明るく良い雰囲気の中で仕事ができる環境づくりをしていくことも、権利擁護を実現するための課題であると思う。大集団で生活しているので、子どもたちのプライバシーが守りにくいところがある。また、ルールの規制もいたしかたなく、子ども達との信頼関係も希薄になりがちである。職員配置にもう少しゆとりがあればゆとりある養育ができるのではないかと思う。自立支援計画を作成する段階で、保護者の意向を取り入れていくことは大切だと考えるが、虐待や精神疾患等のケースは保護者との連携が難しい。
5	「1-6-g」入所している子供の権利や尊厳、プライバシーに配慮して施設の構造にも十分配慮がされているという問に「NO」とした件、本施設は大舎制であり、2～4人の部屋がほとんどで、幼児に関しては10数名の部屋である。数年前よりベッド、机等新規にし、住環境も補修をしたが今一歩のところがあり、ＹＥＳとはできなかった。安全対策の一環としての設備等の点検についても、定期的にやっているようでもその都度になってしまったり、報告等が迅速でなかったり考えるところがあった。
6	入所してくる子どもたちの中には、安定的な愛着関係が形成されないまま入所に至っていることが大半であり、他の子どもたちとの関係が難しく、日常生活の中での養護はより複雑化し、困難となっています。このような中、個々の関わりが大切であると日々痛感しています。心に傷を受けた子どもたちが、自分を愛されている存在として受け止め、温かく見守られるということを実感できる場として安心してくつろげる環境が必要であると考えています。乳児院から児童養護施設に措置され長い施設生活を送る子どもたちにとっては、施設生活が家庭そのものであり、将来社会生活を送る上での弊害ともなり得ることは、様々な報告などから明らかであります。プライバシーとは何か自分らしく生きるとはどういう事かなど、十分知らないまま成長してしまうのではないかという不安もあります。このようなことからも、住環境の快適性を否定することや無視することはもはや許されることではなく、当施設などのような大舎制は権利擁護の実現の第一の課題と考えています。現在のところは可能な限り個の領域の確保に努め、他者との共存の中で相互的な意味で、個の領域を尊重し合う人間関係を作り上げるように努めておりますが、将来的にはできるかぎり小集団で生活できるように居住環境の改善に努めて参りたいと考えております。しかし、改善には費用の問題や小集団に対応する職員の勤務体制、それに関わる保育士や児童指導員の専門性や資質など多くの問題を抱えています。いずれにしても日々の養護の中で行われる生活援助を通して子どもの人権を大切にする実践が処遇を向上させると考えております。
7	子どもの人数に対する職員の数、小規模(グループホームなど)増やしたいが、職員の負担が大きくなる。
8	事故・事件予防のための効果的な研修についての項目については、行っていないわけではないが、日常的かつ積極的といわれると弱い面がある。子どもの権利擁護については、施設単独で「子どもの手引き」を作成し、現在改訂中であり、小・中・高校生それぞれの会議で子ども達に伝える作業中である。リスクマネジメント委員会等も立ち上げ取り組んでいるが、日常の業務に追われているのが現状である。対応の難しい子ども達が増え、子ども同士のトラブルや力関係等から守っていくことが難しくなっている。一グループ毎の子どもの人数が少なければと考える。

9	ハード面として建物自体が古く、数字的には1人のスペースは確保できていても、ゆっくりと1人の落ち着いた時間を過ごせる場所が提供できないことが残念である。心理的ケアを必要とする被虐待児の入所が多い中、集団生活を余儀なくされてしまう中、情緒障害あるいは思春期を前に不安定になりがちな時期にある等の子ども達にとって、こうした場所があることにより自分自身で心を落ち着かせる訓練や、他児との関係性において新たな問題に波及しないようにできるのではないか。少しでも該当児、他児共に安定した生活を送る権利を守るためにも工夫したいところである。
10	築30年となる本施設は、構造的にも権利擁護以前のプライバシー保護も不十分であり、学習環境も不十分で、一人ひとりの個性を育てにくい状況にある。
11	子ども達の人権に関わることは、日常の生活の中にたくさんあります。自分で選択できるような配慮を心がけていますが、集団で暮らす中には限界もあろうかと思います。
12	施設が古いこともあって、子ども達に落ち着いて、あるいはゆとりをもって生活できる環境を提供できていない。
13	「周知徹底」という文言が数多く使われているが、どの程度ならできているとするのかツールが見あたらない。プライバシー保護のモデルプラン等の提示をお願いしたい。
14	密室や個室化が進んでおり、子どもも職員も歯止めがなくなっている。もっと音が聞こえ、見えるようにさりげない工夫が必要。職員の孤立化は最も危険である。
15	課題としては、建物の構造上の問題を感じることが多い。事故･事件の防止、不適切な関わり防止については対応できているが、入所児童の男女比、年齢構成等により、望ましい部屋割りができなかったり、不公平が生じることがある。
16	建物が40年を超えた古いもので、中学生、高校生の児童が多い中、大部屋に7～8名の子どもたちが縦割りで生活している状態です。自分一人になるスペースもなく、着替えをする場所もない中、プライバシーを守ることはなかなか難しいことです。全面改装に向け自己資金作りに努力していますが助成金などの全面的な協力を期待しています。他に職員がバーンアウトしない為にも人員増をしていただき、個別対応がうまくいき、児童の権利が充分に守れるようにしていきたい。
17	大舎制のため、個々の児童のプライバシーを保護するための居室整備が課題である。 児童間の人権侵害について、日々の支援を行っているがなかなか意識が高まらない。また、一部の児童の支援に苦慮している。
18	大舎制の中で、児童のプライバシー保護等権利擁護については努力しているが、建物構造上、限界を感じる面が多々ある。
19	古い建物なので支援体制に限界があること。建物の構造上、居室配置と部屋の大きさが中途半端なため、職員配置と児童編成に枠組みができてしまい、機能的ではない。老朽化もあり改築が課題になっている。
20	入所児童の学習習慣の確立が困難。入所児童の傾向、職員編成、建物の構造上の問題などで、特に青年期の児童には十分な学習支援、進学指導が難しい。青年期の児童の養育については、将来像を結びにくいため、生活の改善が難しい。

(11)	職員研修が不十分、ニーズの多様化・職員の質の向上が望まれる
【代表的な意見（抜粋）】	
①	一層研修を積み、職員一人ひとりが自分自身を高めていくことが大事。
②	職員の倫理観など伝えていくべきこと、施設長や主任クラスが手本となるようにしなければならない。
③	文書やマニュアルの整備が子どもの権利擁護の裏付けであるかのような錯覚に陥らない体制づくり。
④	子ども達とのかかわりは一生懸命にやっているが、発達段階や心理面の分析など、ていねいにできているとはいえない。
【いただいた意見】	
1	ここ2、3年職員の入れ替え、小規模への取り組みの中で、十分職員の研修ができていなかったと思います。一人ひとりが十分理解し、実践して行けるよう研鑽していきたいと考えます。
2	権利擁護や権利侵害について、単独で職員研修の時間を持つにはきびしい状況にあるので、日々の打ち合わせ(ミーティング)や様々な研修会への参加で啓蒙を図っているところである。
3	小グループ化を進めてはいるものの、依然1つのグループに3～6人の職員が関わっていることが、子どもにとっても職員からの不適切な関わりを未然に防ぐ役割はあるのかとも思います。なお一層研修を積み、職員一人ひとりが自分自身を高めていくことが大事だと思います。日々朝会での申し送りの時間を大切にし、県外への大きな研修にも積極的に参加させてもらっています。一人ひとりが学んできたことをもとに皆で勉強していければと思っています。
4	職員の資質のバラツキがあり、対応が統一されない。
5	職員の児童の権利擁護に対する認識の甘さ。
6	職員教育のプログラム(権利擁護について)
7	指導方法・技術習得の職員研修(タイムアウト、セラピューテックetc)
8	(児童の研修のために)職員が体罰したことを報告し、職員全員でその問題につついて共通理解し、防止につながる話し合いをもち、ケアに生かす。そのためには、職員間の意思疎通が重要。問題を一人で抱え込まない、職員チームワークが大切。施設長は職員のチームワーク作り、和のために一人ひとりの職員の状況等を把握する必要がある。 ・自分達の施設でも起こり得る問題という危機意識をもって普段の生活の中で常に意識していくこと。・職員の倫理観など伝えていくべきこと、施設長や主任クラスが手本となるようにしなければならない。・施設長が子どもの生活実態をきちんと把握する。 いつもお世話になっております。チェックリストを職員全員で行いましたが、該当判定でどちらともいえないという項目も多々あり、施設長の判断で付けました。この機会を通してそれぞれが児童の権利について考えることができ、これも一つの研修だと思いました。全養協で今後はとりまとめお忙しくなられると思いますが、よろしくお願いいたします。
9	1-1-dに関して、回答はNOである。想定しての指導としてはやっていない。しかし、朝の連絡会やOJTとしての中では職員研修としてはやっているが、全体的な研修としては行っていない。今後、体罰を起こしやすい想定を考え研修をしていく必要がある。
10	大規模施設で男女別・寮舎制をとっているが、寮舎間、全職員間の意識の統一を図るための作業が非常に難しい。
11	職員のプロとしての意識づくり…書類の整備と職員への周知、施設内研修の実施、職員間のチームワーク
12	体罰や不適切なかかわりを防止、排除することに対する認識を共有しつつも、実際の場面において冷静な判断や自分への内省、自己点検することへの意識をどのように醸成していくかが大きな課題といえます。
13	専門職であることと、ひとりの人間として、子どもに対して対等・平等な存在であることを具体的な"かかわり"を通じて子ども達に伝わるよう努力してまいりたいと思います。
14	職員一人ひとりの質の向上のために、さらに研修や会議の場を保障していく必要がある。
15	施設が「温かい存在」「子どもを守る」「約束を守る姿勢」「すぐに実行する行動」などを全面にだしていければ、児童の権利擁護が実現できるのだと思います。
16	課題・職員意識の向上。権利ノートの作成。
17	課題…文書やマニュアルの整備が子どもの権利擁護の裏付けであるかのような錯覚に陥らない体制づくり。 意見…「状況」をつくっている(施設長をはじめとする)大人の側の自己洞察のトレーニングがいまこそ肝要。

18	日々の一人ひとりの子ども達への対応…職員だけでは手が回らなくて私も、抜けた部分を補っていますと、ついこういう結果になってしまいます。でも言い訳かもしれません。
19	施設の入所児童が抱える背景はこの10年でまた複雑怪奇になってきており、子ども達の心も見えなくて、その上個別の対応が要求されていると思いますが、対応しきれていない現状が見えてきます。ファミリー・ソーシャルワーカー、個別対応職員等それから心理職の導入など、配慮していただいているのですが、子ども達とのかかわりは一生懸命にやっていますが、発達段階や心理面の分析など、丁寧にできているとはいえないと思っています。
20	権利擁護の実現に向けて努力しているところではあるが、基本となる施設の中で全職員の援助技術を一定のレベルに保つことが難しい。
21	最近、精神疾患(統合失調)・発達障害児の対応が難しく、職員は巻き込まれやすくなり、周りの子ども達にもかなりの影響がでてきている。在籍年数が長いため自己主張も強く、新任職員は特に処遇に頭を抱えている状況です。専門職の早期の導入の必要性を感じます。
22	被虐待児童の増加にともない、その児童からの他の児童に対する権利の侵害が発生している。「いじめ」とおなじなのかもしれないが、職員の見えない部分ではかなり多くあるのかもしれない。懸命に言いやすい環境やSOSのサインを見逃すことのなきよう、職員間で話し合いをもち、対応はしているものの、coming outされていないものも多いだろう。子どもは秘密を持って育っていくと言われているが、他人に言うに言えない秘密は持つ必要はない。子ども達一人ひとりが安心して安全に生活できるよう、最大限に努力をしていくことしかない。 職員配置の件が必ず取り上げられるが、6:1が5:1になろうが、4:1になろうが、もっと言うならば1:1になってもチームワークができていない施設であるなら、職員数の問題にあらずだと思います。職員数を増やす前に、各々の施設で取り組まねばならない問題が山積しているように思えてなりません。わが施設も含め6:1の改善の前にやるべきことがあり、それをしたうえでやっとこの件にふみ入っていけるのかなと思っております。人を増やせばいいという問題ではないと思います。
23	理事長、施設長をはじめて職員全員がこの仕事に使命感をもってあたること(倫理綱領)、福祉労働者(occupation)でなく聖職者(vocation)としての資格があるか。あんな親がとか、へんな子、問題児などの言葉が出ることはいけない。
24	回答内容については、積極的意味付けからYESに近い状況においては、全てYESと回答した。しかしながら、現実においてはかなり難しい状況も多々ある。とりわけ、入所後間もない児童との希薄な信頼関係の中で生じてしまった職員からの不適切な関わりは、児童にとって自分が受けた虐待行為や暴力等の体験をフラッシュバックさせることとなってしまい(事実は職員による厳しい叱責であったとしても・・・)、職員との信頼関係が構築されず、拒否反応を示す中で職員、児童の相互に不毛の日常生活が続くことである。 もっとも、時間の経過や様々な生活行事等を通して各々の信頼(ラポール)関係は回復、形成されていくわけだが、それに要する時間は、以前の児童の施設入所状況とは比べものにならないほど、かなりの時間を要する(もっとも個人差はあるが・・・)。 この課題は、とりも直さず職員一人ひとりの専門職としての力量や想像力が問われるものであり、技術援助においても様々な児童との関わりを想定し、シミュレーションを行う等、その資質向上にむけて日常的訓練、研修体制が必要かつ十分に整備されなければならないと考える。
25	小舎制での運営上、職員間の監視システム的とならぬよう職員会議で職員全員に対し、ひたすら周知するよう心がけている。
26	研修中です。
27	・暴力防止の取り組みについてのノウハウがない。 ・体罰等に関する技術の習得不足。 ・ケース会議等への児童相談所職員の参加がなされない(児童相談所多忙の為)。 ・体罰等に対応する規程をどう設けたらよいか分からない。 ・権利擁護に重点をおきすぎると、子どもへの日々の支援に障害や職員のためらいが出てくる。
28	職員に対する規程の周知が不十分。子どもに対する権利ノートの周知が不十分である。
29	施設での権利擁護にむけた様々な取り組みを行うには、職員の人的、時間的、物理的な余裕と精神的な余裕があまりにもない。そんな中、子ども達との関わり、ひとつひとつのやりとりや対応をより良いものにしていくことが権利擁護に向けたスタートではないだろうか。
30	子ども達一人ひとりの訴え、気持ちを受けとめてゆくのには、施設としても、職員としても専門的な分野での力量的にも勤務時間的にも不足している。個人の尊重からいうと、表面的な、勿論本質的な深い部分への取り組みも心しているが、なかなか表現されにくいというところもあり、難しいところである。個別の権利擁護をより良いものにしていくために、人的環境、物的環境を整えることは重要であるが、人としての尊厳が重んじられ、安心と信頼の中で育つことが大事であり、これに携わる職員の資質は否めない。良い人材と共に養成も重要課題となってくる。
31	職場意識を高め質の向上を図るために、研修等を通し今後ますます研鑽に努める必要を感じております。
32	職員間の権利擁護に取り組む考えの違い、隔たりがあり、この隔たりを解消していくことが課題となっている。児童の主張をそのままの状態で行うことが権利擁護と思っている職員がいる一方、児童の最善の目標に向かって指導、実現していくのが権利擁護と思っている職員間の隔たりが大きい。
33	最近の動向として、入所前に多々の問題行動を帯びて入所する児童の処遇に、子どもの家庭環境や親子関係及び子どもの心的・精神的ケアと向き合い早期に子どもを理解し、可能性に向き合い、職員一丸となって取り組んでいきたい。その場合、子どもの人権や権利を尊重して日々の業務に邁進したい。

V　チェックリストをどう活かしていくか

(12)	都道府県協議会・ブロック協議会・全国児童養護施設協議会の取り組みへの意見
1	県では毎月1回、施設の代表の者が集まり入所児童の権利擁護について考える会議を行っております。施設においても会議で話し合ったことなどをもう一度施設の会議などで話し合っております。
2	・本施設では入所児童の約半数が知的障害児です。障害児間のトラブル、障害児と健常児とのトラブル等に大変悩まされます。児童養護施設には障害児が入所しているのですから、養護学校等と同様に直接処遇職員数を増員すべきではないでしょうか。この件につきましても、全養協に取り組んでいただきたいと存じます。
3	1-1-a、1-1-bのモデル様式があれば教えて欲しい。

(13)	チェックリストを実施して改めて権利擁護の意義を考えた。チェックリスト実施後の全体的感想
【代表的な意見（抜粋）】	
①	**チェックリストを行い、児童の権利擁護の大切さを考えるきっかけにさせていただきました。**
②	**遅ればせながら、昨年11月に児童の個人情報保護、職員の行動規範、倫理綱領を定めて配布した。しかし、周知徹底するところまでになっていない。**
③	**第一回なので、課題をあぶり出しを主眼に、現場を担う直接処遇職員の判断を重視し、概ね75%以下の部分をNOとして、施設長と主任以上の者との差がある基準項目について、点検、整理した。**
④	**施設長・管理職等、職員の「できているはず」から「出来ていない」という現場の声を埋めるための職員としての行動規範、養育の基本についての「養育ガイドライン」や子どもの立場に立った施設の「養育マニュアル」を徹底するとともに、施設長等管理職の現職研修養育へのリーダーシップに対する期待に応えられるようにすべきと感じた。**
⑤	**人権侵害に当たる不適切な関わりをしないよう、児童と関わる際に留意する手順書を作成した。**
【いただいた意見】	
1	・チェックリストを行い、改めて児童の権利擁護の大切さを考えるきっかけにさせていただきました。今後の取り組みや処遇技術等に生かしていきたい。(保育士)
2	・児童の権利擁護を考える場合「面接の守秘性」をどこまで他職種へ伝え共通認識していくのか悩んでいます。(心理療法担当職員) ・子ども達を支援していくには、職員の質の向上の大切さを痛感させられました。(指導員) ・施設内が世間一般の常識とずれが生じてしまい、冷静な目で児童処遇ができない場合があるので、対外交流を積極的に進めていく必要がある。(指導員) ・児童一人当たりの面積が33㎡（施設整備基準）では「自分の場所」を確保することは難しく、児童の権利擁護の実現にはハード(建設)及びリフト(職員数・業務内容・勤務時間等)の両面を抜本的に改善する必要があるように思う。(指導員)
3	今回チェックリストを使い自分たちの仕事の中身を職員一人一人が見直すことができ意義があった。本園としては現状は大きな問題もなく過ごしてきたが改善すべき点、職員間の認識にズレも見られそれらを修正していかなければと痛感した。改善されたチェックリストの作成を期待したい。
4	職員の平均勤続年数も10年以上となり、経験に頼る子どもへの対応からなかなか脱却できない傾向の職員もおり、援助技術の向上のための取り組みが継続しにくい面がある。
5	・児童に対する職員の性的暴力問題、体罰問題を発生させてしまった施設として、原因の究明と総点検を行い改善に取り組んでいます。児童養護施設への信頼と信用を失墜させてしまったことをお詫び致します。 ・点検の結果改善に取り組んでいなければNOの評価がもっと多くあったと思われます、今までの評価のあり方、視点の弱さを反省しているところです。今回評価の良かったところでもTESの水準は評価されていないため、さらにレベルアップする必要があると感じています。また、評価表が総合的分野に渡っているため危機管理面の弱さも認識できました。 ・県の自己評価もあり、ほぼ同じものを提出しています。できることなら一本化されることを希望します。

6	小舎制をとって10年が経過し、フロアの独自性の限界、横の連携、全体としての基準の明確化など見直しの時期を迎えています。施設長が新しくなり、現状把握と分析を進めているところです。 人権擁護の観点から、組織体制及び文書化(マニュアル化)の未整備が明らかになり、現在検討整備に努めています。その上で、この調査が役に立ちました。ありがとうございました。
7	子ども達の試し行動に対し、職員がイライラ感からつい大きな声で怒鳴ったりすることがある。本施設も小舎制、グループホームと分散化しており、職員がひとりで子どもに対応する場面が多くなる。職員間での相互牽制がきかないところが欠点で、危ない面もある。研修の充実、ロールプレイの確立実施等に力を入れている。又メンタルヘルスケアの充実や労働条件での改善など具体化して、職員の権利擁護もあわせて児童の権利擁護の充実を図っていく必要はあると思います。一定の権利擁護は確立されてきたと思うが、自立する力を身につけて社会や家庭に出すことが十分できていない。そのための職員の専門的力量を高めていく取り組みとあわせて、長期的に職員が定着できるシステム作りも重要である。外部（第三者）評価とディスクローズ（説明好評）制度又改善課題を企画、方針化し、毎年改善できるシステムが必要、子ども自身の声をもっと外部に出せるシステムも必要だと思う。
8	入所児童の傾向　被虐待児童の増加と治療的教育の必要性の増加、児童間でのいじめの問題など、学校、及び地域の機関や他の児童養護施設等との連携が大切になってきていること。そのための職員配置や勤務体制にグループホームの開設などの工夫が必要であること。
9	施設として子供の権利擁護の意識は高まってきている。しかし細かな場面で考えると具体的には実施されていなかったり、不十分であった箇所が多くあったように思う。このように具体的に項目が挙げられ、現状の段階を認識しやすくなっているのは、子供の権利擁護を確固たるものにするための第一歩だと感じている。
10	本施設では、子どもの権利擁護については至極当たり前のこととして取り組んできているところであり、このチェックリストに取り掛かるに当っては、ある程度の自信らしきものをもっていたが、いざチェックをしたところ、それは全く自分達の自己満足・過信であったことが明らかになった。これにより自分達の取り組みの甘さや不備が明らかになり、取り組むべき課題・事項が改めて浮き彫りになることで、早速今後の取り組みに生かしていきたいと考えている。 多くの施設で複雑多様な問題を抱えた子ども達との関わりの中で、バーンアウトしてしまう職員が多いと聞きますが、とても残念なことと感じている。 児童養護施設が古い習慣や伝統にとらわれ、職員の劣悪な勤務環境を強いるような職員自身の権利が擁護されていないところでは、そこで生活する子どもの権利など護られるはずがないであろうと確信している。 そんな意味からも、子どもの権利擁護と職員の権利擁護は切っても切れない関係にあり、そういった面での視点からのチェックも絶対的に必要であると考える。
11	チェックリストによりチェックしてみると№の数が多く、また、YESと応えても更に内容の充実を図らなければならない点に多く気付いた。また、全職員がチェックしたことにより改めて(初めて)具体的に自分達のものとして意識した面もあり、今後について考えることができ、整備すべきもの、課題、問題点が分かり、解決すべく取り組まなければと強く感じています。
12	就業規則については、職員全員に配布し法人の新人研修において説明を実施している。遅ればせながら、昨年11月に児童の個人情報保護、職員の行動規範、倫理綱領を定めて配布した。しかし、周知徹底するところまでになっていないのが実状である。 県では、県立の情緒障害児短期治療施設が中心となって、施設内暴力の起こる背景や有効な対応策策等についての研修として「暴力防止に関する研修会」が予定されており、取り組みは始まったばかりと言える。 当施設は開設5年目に入ったところであるが、今年度より「セカンドステップ」を取り入れる等の努力を始めた。この度のチェックリストによる点検により運営体制面での弱さが明確になったので、法人全体としても、施設独自も併せて早急に手を着けていきたい。更に、実施する内容がかなり具体的に示されており、大変参考になった。
13	組織全体の職員がこの人権問題について、意識改革に向けた取り組みが認められます。しかし、表のように「定期的」とか「体制の整備」とか「システムとして」となってくると疑問があります。マニュアルもないし、系列的な指示の流れも弱いです。 上席職員6名により項目の一つ一つをチェックして摘要欄にコメントを記入してから、「該当・判定」を出しました。チェックを検討することで、自己へのチェックにもなり、全職員の心に新たな、権利擁護をいかにして取り組むべきかの指針にもなる。 一人ひとりの心の中にある問題ではあるが、チェックリスト等のデータを重ねることによって自己認識を高め、続いては組織全体でもれのない権利擁護としての構築をしていきたい。
14	本チェックリストを使っての点検から得たこと 今回感じたことは、子ども達の安全安心と健全な発達支援を図る児童養護施設だから、当然、自明のこととしてきた子ども達の権利擁護と人権侵害の禁止が、本当に担保されているかについて、一定の視点(基準)で振り返れたことである。 本施設では、職員全員(直接、間接の常勤的雇用職員)によるチェックを行い、全体研修の場ですりあわせた。第一回なので、課題をあぶり出しを主眼に、現場を担う直接処遇職員の判断を重視し、概ね75%以下の部分をNOとして、施設長と主任以上の者との差がある基準項目について、点検、整理した。 チェック項目と評価基準については、児童養護施設の平均的な経営法人、施設規模を前提にしているせいか、本園のような大規模施設で、児童、障害関係の施設がある法人組織では、ちょっと職員への説明が必要なところがありましたが、概ね結構と感じました。 具体的には、業務組織上、施設長を管理責任者として、副施設長、主任を監督職として、職員の指導、育成と行動倫理、専門的支援をラインで行うため、施設長への個別な要求基準と読み誤らないように、整理して実施しました。 結果、「体罰等の不適切な対応」、「事故予防」等では、仕組みの有無を求めている部分については、「職員の手引き(就業規程の読み下し版)」等で徹底してきたことから高水準であったが、「機能しているかどうか」といた手入れ、確認や研修、教育の有無については、現場とのギャップが目立ち、ウイークポイントがわかりました。

15	検証では、今年、20～30年勤続組の副施設長と主任が異動、退職したのに加え、3～5年の女子職員が結婚退職等で直接処遇職員が大半入れ替わってしまったため、本施設での長い間の取り組みが積み上げられない(組織として、職員につながっていない)状態が指摘された。また中舎型であり、施設全体で研修機会を持つこと自体が時間的に限られているため、養育力の底上げと、毎日の生活を維持することに追われている実態から、現場と管理職層との判断の違いになったことが解った。施設長等管理職員の、「できているはず」から「出来ていない」という現場の声を埋めるための職員としての行動規範、養育の基本についての「養育ガイドライン」や子どもの立場に立った園の「養育マニュアル」を徹底すると共に、施設長等管理職の現職研修養育へのリーダーシップに対する期待に応えられるようにすべきと感じた。その他、個別検証の結果からでた研修の計画的な実施不足などは、時間設定などでの困難さはあるが、現在策定中の次年度計画に反映させていきたいと思う。
16	チェックリストの作成や、職員の意識向上を促す研修等の取り組みの実施、自己点検と改善の実施等、一連の権利擁護の取り組みについて、その必要性を理解し、取り組みの重要性を認めたうえでの話ではあるが、権利擁護の実践を阻む要因となるものをあれこれ考えていくと、子ども同士、子どもと職員、職員同士、施設と家庭、施設と関係諸機関、施設と地域、などそれぞれの間で著しく調整が困難な状態が生じると、結果として、程度の差はあれ、子どもたちの権利は侵害され、最善の利益は保障を欠くこととなりやすい。要するに、権利擁護の阻害は、施設養護の全般、全ての局面において起こりうる問題なので、個々の権利擁護の取り組みだけに目を向けるのではなく、現在の施設が置かれている、金銭面やマンパワーなど、運営基盤の脆弱さに起因する問題としての側面にも同時に目を向け、改善していく取り組みとして考えていかないと、その実効性や実質的な効果が十分得られないのではないかと思われる。
17	意見表明の機会を毎週水曜日に設けて、子どもたちにテーマを決め施設、学校生活、仲間、職員との関わりについて話し合いを進めている。不適切な環境下に育ってきた子ども達にとって、自分の気持ちを相手に伝えることは、幼少期からの親子関係のなかで愛情に支えられる中で、初めて相手の思いを受けとめ、そうした期待に応えるための努力を重ねることで人との絆を深めていくと思われる。 このように考えると、施設入所にいたる多くのケースはこうした段階を経ることなく育ってきたことで、集団としての秩序を含め人の思いを受け止め、決まった時間に学校へ行くために朝起きることから面倒くさい、窮屈だという思いが出てくる。これは生活の全てにおいて同じようなことが言える。 特に思春期に入所する子どもには顕著な傾向の一つであり、生活に活力をもたせ、生活の主体者は自分達である。そのことを実感できる生活空間の確保(ハードとソフト)が必要不可欠となる。以下に本施設の基本的な留意点を挙げる。 ①生活スペースに年齢相応のプライバシーの確保 ②子ども達の思いを受け止めつつも、誤った価値観に基づく行動に対しては施設の常識が非常識にならないよう向き合い伝える努力を行う。 ③自分の思いや考えを発露させる機会を多く設け、自分の行動に対して振り返りをさせるなかで他者との協調性やバランス感覚の醸成に努める。 ④子ども達に社会との接点をできるだけ多くもたせる工夫をし、各種市民スポーツ大会、ボランティア活動等の体験を通して自己実現を図っている。 ⑤一人の人間としての尊厳を高めるために、心を育てる生活を職員と子ども達とが一緒になってつくり上げるよう努めている。 ⑥子ども達には人としての権利と義務について、年齢に応じた勉強の場で教えている。
18	当施設の弱いところ、強化しなければならないところがしっかり浮き彫りとなりました。
19	この要項やチェックリストをもとに職員研修を行いました。また、人権侵害に当たる不適切な関わりをしないよう児童と関わる際に留意する手順書も作成しました。職員の人権意識、資質向上のために、できるところを少しずつ積み重ねていこうと思います。まだまた課題が多い現状ですが･･･。作成した手順書を改善点があればお知らせください。
20	チェックリスト改訂版をチェックしてみて、改めて自分の施設で人権擁護と人権侵害に対する取り組みが不十分であったことが確認できた。今後は、この要項とチェックリストを活用して、人権擁護と人権侵害の禁止･防止等に取り組んでいきたいと思う。
21	今回のチェックリストでＮＯを記した項目について努力していきます。
22	理想と現実のギャップをうめるための作業に大変さを感じる。
23	施設長を含めた職員の意識向上が必要。このことをテーマとした研修の機会を多く実施してほしい。また、日常生活、処遇の中で実践しているが、文章として整理してなかったり、定期的には実施していない面があった。職員の交替勤務等で時間の設定がネック
24	･定期的に検討会を開き、事故等の発生時の対策、援助方法を話し合うことが重要である。 ･保護者への理解を得ること。入所時における説明を十分に行うことも大事だと思う。(一人ひとりの担当者も十分に認識しておくこと) ･事業計画の中に人権擁護と人権侵害の禁止･防止･対応のためのチェックリストを組み入れること。さらに、検討委員会の編成と一人ひとりの職員が意見を出し合い、共通理解を持つ話し合いを定期的に実施すること。 ･各関係機関との強化を十分に図ること。 ･組織作りと、施設として要項(マニュアル作りも含め)作り、委員選出(任)も課題である。
25	これからの自己チェックをしながら、職員の専門職としての向上に役立てていきたいと思います。現場での子どもの成長に、社会に出て荒波の中で強く生活でき、幸せにつながる権利擁護、人権侵害であることを希望したいと思います。
26	チェックリストは大変参考になります。施設で十分に活用して、職員個々のスキルアップにつなげていきたいと思います。
27	児童の権利擁護を確保するために日々努力しているつもりであるが、本チェックリストを通して様々な課題が明らかになったことが有益であった。課題の明確化と明文化の必要性を痛念する。
28	当施設は平成11年開設で、平成11年にチェックリストを見たときには施設の体制整備、実践の方向性を示していると考えました。7年の実践を経て「望ましいと思われる」YESが少ないのには少々驚いています。物事YESかNOかで判別できることは少ないのではとも思いました。望ましい、必要だと考えても、不十分な状態に現状がある場合もあるのではないでしょうか。「不足を常と思え」、不足を大人と子ども達が互いに補い合って暮らしている現状でしょうか。

Ⅵ　チェックリスト実施への意見

(14) Yes/Noで答え切れなかった

【代表的な意見（抜粋）】

①	**職員によるYes、Noに明らかな認識の誤りがあるものについては施設長から説明した。**
②	**様々な職種・立場の職員が各々自己評価を実施したが、YES、NOのチェックにばらつきがあり合意形成の困難な項目もたくさんある。**
③	**1～5段階式の回答形式であれば、もっと具体的な回答が得られたのではと思われる。**
④	**「施設において好ましくない状況があることが前提かのように受けとめられる項目設定が多かった」ため、前向きに取り組めなかった**

【いただいた意見】

1	設問には半ばの達成かと思うものもありました。不十分ということでNOの記載を致しました。来年度以降も調査が継続されるということで、達成を目指していきたいと思っています。
2	1項目の文章中に2つの内容が入っており、1つができていても他の1つができていない場合は、NOと付けざるを得ない。例えば、1-8-cのように「・・・とともに、・・・」、1-6-a「・・・規程などを整備して・・・施設内研修を行っている」。
3	回答を記入する場合、設問によってはYES、NOだけでは難しい記入の仕方と思える。
4	子どもの人権と命を守る施設において、職員による子どもへの権利侵害の報道を見聞きするにつけ、同じ児童養護施設に携わる者として、大変残念なことであり、あってはならないことであると思います。しかしながら、このような事件は決して他人事でなく、いつ我が身にもという危機感は持たざるを得ない状況にあると思われます。こうした事件、事故が起きる度に施設の倫理は勿論のこと組織としての危機管理体制やマニュアルの整備等についても問われることになります。 当施設としても入所児童の人権擁護と人権侵害の禁止と防止のための取り組みは行っているが、改めてチェックリストの内容を再確認してみると、各項目別に解釈の見方(立場)によっては、YES、NOの表現に違いも出てくると感じました。 その点も含め、今後の課題として未整備項目部分についての見直しを図るとともに、施設の職員一人ひとりが専門職としての自覚と意識を持ち、子どもの人権と権利侵害について、再度取り組む必要性を感じています。
5	１２月末日締め切りで全職員による自己点検を実施。1月に集計を出した上で2月2日職員会議で結果確認と方向性を示した。現在苦情解決第三者委員会への報告のため日程調整中である。職員によるYes、Noに明らかな認識の誤りがあるものについては説明した。回答に「わからない」という項目を加えてもらったが、集計としては充分に理解が浸透していないと理解し、Ｎｏに加えた。言葉の解釈に食い違いも感じられたが、その場で一致を図るより、今後の取り組みの中で共通認識を図る方向で集計結果に手を加えずに今後検討する予定である。施設の中で一番問題と思われるのは体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由、それを防ぐノウハウについてオープンに話し合えているという実感が職員の中にないこと。誰もが同じ危険にさらされているという認識で、お互いに支え合い高め合う職場風土を築くことが課題であると確認できた。批判の為ではない事例の提供の仕方に難しさを感じないわけではないが、ユニットの運営やそれを支える体制、苦情解決委員会の機能強化を図る中で具体的に進めていきたい。援助技術習得のための研修、職員の心理的サポート体制、子どもに対する安全教育プログラムなど、具体的な課題としてあげられた項目については、担当する専門委員会で検討を進め次年度の事業計画の中に組み込んでいる。
6	今回のチェックリストの回答をまとめるに当たり大変苦労をした。というのは、設問の捉え方が難しいうえに回答は二者択一。この仕事に就くからには当然の事と認識していたことを文章化しておかなくてはならないことへの困惑をはじめ、「不適切な対応、不適切な関係、不適切な関わり」「早期発見」「懲戒規定」等、職員の率直な感想として、「施設において好ましくない状況があることが前提かのように受けとめられる項目設定が多かった」ため、前向きに取り組めなかったとのこと。
7	回答の選択肢が、YES：NOの2者選択については、正直回答に苦慮する項目が多くありました。 例えば、設問項目の内容の一部はできているが一部はできていない場合。 設問項目の内容について、施設内でも充実して実施できている部所と、そうでない部所がある場合等です。 できれば1～3、1～5段階で回答ランクがあるとより実情が回答しやすかったように思います。
8	イエスの答えの中にはマニュアル等が存在して答えたものばかりではなく、感覚的に答えたものもありますのですみません。
9	アンケトーに記入するときに困るのは、一部はしているが、ある部分はしていないなどであり、全体の内容からして5段階評価など答えに幅をもたせたほうが良いと思う。 質問項目を絞り、より具体的項目(一つの)にするべきである。
10	一つの質問事項の中に二つ以上の項目があり、一つはYESだが、もう一つはNOというケースがいくつかあった。設問数は増えるが、項目を分けたほうがデータとしては正しい数値が出ると思われる。

11	質問がもう少し細かく分類されたほうが答えやすかった(一つは出来ているが、一つはできていないなど)。
12	様々な職種･立場の職員が各々自己評価を実施したが、YES、NOのチェックにばらつきがあり合意形成の困難な項目もたくさんある。 自己評価をすることでひとつのステップ、その自己評価をもとに各項目について話し合いを持つことでもうワンステップ、児童の権利擁護や施設の事件･事故について学習する機会が持てた。 今後も引き続きこのチェックリストをもとに話し合いを進めていきたい。
13	チェックリスト改善点…チェックリストで問われている言葉に対して、判断基準が一人ひとりまちまちであるため、YES、NOの判定だけでは信頼性が低い。
14	回答について YES、NOでははっきり答えられない問いがあり、一応不十分であるが実行しているものにはYES、一部行っているが充実していない場合はNOに付けたりしている。 この調査の回答作成にあたり、児童に話すだけでなく全職員が児童の権利擁護に対する認識と理解をいっそう深めるよう研究し、努力する必要を痛感した。
15	チェックをしていくとき、一つの文章に、実行しているが、後に続く文章の問がいまひとつと言う等の難しさを感じた。
16	回答率の低い箇所を取り上げ、処遇会議で本園の課題、改善策を検討し、次年度への取り組み等を確認し合った。 全職員へアンケートを実施し集計したが、YESでもないNOでもない△印記入の職員もいた。例えば1～5段階式の回答形式であれば、もっと具体的な回答が得られたのではと思われる。 設問に対する理解･難解部分もあり、無回答もあった。
17	チェックリストから沢山の課題が見つかりましたが単純にＹＥＳ　ＮＯで回答できないものもありました。無理に回答しましたが･･･。

(15)	現状と適合していない設問である
1	1-8-aについて、児童相談所等を交えた会議の開催はしても、施設の会議に外部の人が入るというかたちは通常とらないのではないでしょうか。
2	1-9-bについて、公正な処分に関する規程とはどのようなものを指しているのか分からない。体罰等に関する処分規程を作っているかということを問われているのか? また、"公正な"基準は何か。
3	1-7…「研修を行っているか」他にも散見される記述であるが、毎年の意味なのか。施設として多様なテーマで研修を行う必要があり、この設問からするとNOとなってしまう。設問も仕方を変えてほしい。例:「ケース会議等で取り上げるシステムがあるか」
4	1-8-a…施設の会議に参加を要望しても受け入れる余裕が児相にあるだろうか。設問として「・・・検討する関係者(施設、児相、医療関係者等)の会議を開いているか」のほうがしっくりくる。
5	1-8-c…自立支援計画書を直接、保護者や家族に知らせるシステムに現状がなっていない。そうすべきと取るなら児相も含めて確認が必要ではないか。
6	3-3-b…職員の勤務状況とは?
7	3-5…「日常的かつ積極的」があいまいである。「研修・訓練」を日常的(毎日)行うことは出来ない。
8	(チェックリストについて) ・「十分な(に)・・・」で表されたチェックの解釈、判断が難しかった。 ・事故、事件の為の訓練、又、定期的な話し合いなどが大集団向けで、項目によっては実生活にそぐわないと感じるところがあった。
9	設問に対して改善の要望があります。 ①YES、NOの2択のため判断に迷う設問があった。例:1-4-a、1-6-f。全ての設問を二者択一ではなく、「福祉サービス第三者評価ガイドライン」にしめされているように、「十分でない」の3段階評価にすべきである。 ②1つの設問の中に2つのことができているか回答する設問がある。1つは出来ていて、1つは出来ていない場合の判断に迷った。例:3-2-d、3-4-a。 ③設問にもう一文加えないと回答できない設問があった。例:3-4-e。入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたとき(想定)は、・・・ このチェックリストは第一次試案のようですので、改善についてよろしくご配慮をお願いします。
10	2-1-f…主に入所時に説明しているが、これを「定期的」と捉えていないために「NO」としました。具体的にいずれの期間で説明することで定期的となるか伺いたいです。 4-1-f、4-1-e…常々安全については説明しているが、プログラム作成となると今後整備が必要となるため「NO」としました。 4-3-b…「訓練・研修を定期的に実施」については、「定期的」があてはまらず「NO」と回答しました。
11	徹底する文言よりつとめている表現のほうが該当しやすいのではないでしょうか。
12	チェックリストの質問項目が回答しずらい文章になっており、質問者の意図が解らない。
13	・1-8-b、1-8-c等児相との関係では難しいものがあります。担当された職員によって毎年対応が違ったり、子どもが起こした問題等で助言を受けるどころか叱責を受けることにより、子ども中心に考えなければならないのに、二重の苦しみを背負わなければならないことに閉口してしまいます。
14	・今回の設問は細やかな内容でありながら、YES・NOの回答ではいささか答えにくい項目が多かった。各施設ではどのようなシステムとしているのか学びたい。
15	1において職員による子どもへの懲戒権・・・とあるが、職員には懲戒権がないのでは?

(16)	本チェックリストの実施への疑問・意見
①	**今回のチェック項目設定の意図は、目を離すと職員は不適切な関わりをするものであるという考え方を前提に、職員を常時監視するよう求めるもののように感じられる。**
②	**利用者の義務（社会・集団）と権利（個の生活・福祉・教育）を一つ（セット）として、人権に関する要項・チェックリストの内容にしていただきたい。**
1	関係性が重要と言われながら、このチェックリストにみられる事項を厳密に実施していくと、管理の行き届いた収容保護施設になってしまわないだろうか。
2	このようなアンケート調査で、ほんとうに子どもたちの権利擁護が実現するのでしょうか。 システムができたからといって、不適切なかかわりがなくなるとは思えません。本施設も50年経過しましたが、近年施設長が交代した時に、「まだ、こんな施設が残っていたんだ」と驚きました。 他の施設は、外からは何も見えません。見せないように努めてきた部分が大きいと思います。同じ県内だけではなく、全国的にも多く存在しているのではないでしょうか。 長い間、子どもたちの権利を奪ってきただろう多くの施設が、ほんとうの意味での人間の権利を奪うことなく施設で暮らせるようになるためには、そこで働く職員たちの権利意識が変わらない限り困難だと思います。 子どもたちの権利擁護は最優先ですが、同時に職員たちの権利保障も必要ではないでしょうか。 今回のアンケートを書いていて、本施設の取り組まなければならない課題を示唆されたように思いますので、職員ともども、より一層の努力をしなければと考えます。
3	・設問表記にとらえづらい設問がいくつかあったことで、それらはNOと答えた。 ・過去現実的な状況として行った(起こった)事がないような設問に対しても答えづらかった(NOとした)。 ・設問の表現が極端に感じられNOと続けざるを得ないものもあった。 ※常に自分の施設のあり方を見直さなければならない良い機会ともなった。 ※自分達の課題として常に意識した取り組みを行わなければならないことを再認識した。
4	施設運営の組織化と専門職化による運営が展開されることをふまえて、議論されることをお願いする。
5	セラピューテックホールドやタイムアウトが全養協の方針でしょうか。 懲罰委員会は必置か。
6	今回のチェックリストの項目の中で、違和感を感じた項目があったので、意見として申し述べたい。 該当の項目は、「(1-4)職員の不適切な関わりなどについての運営体制等の整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて」の4点のチェック項目である。いずれの項目も、不適切な関わりの防止・早期発見という目的のもとに、これら取り組みを行っているかどうかを問うものであるが、こうした目的のために、これら4点の取り組みを行うことが全ての施設で恒常的に必要なのであろうか。 施設長や経営層は、通常、職員が適正に業務を執行することを前提にして施設運営に当たっている。もちろん、職員の不適切な関わりを是認するものではないし、その可能性を常に念頭においているものの、今回のチェック項目設定の意図は、目を離すと職員は不適切な関わりをするものであるという考え方を前提に、職員を常時監視するよう求めるもののように感じられる。 職員の不適切な関わりを、具体的な危険として予見できる状況であれば別だが、恒常的に全ての施設の取り組みとして、職員を各方面から監視するかのごとき対応が適当とは思えない。自分が上司から職務上信頼・信用されておらず、様々な監視の目に置かれているとなると、人間の自然な感情として、職員の意欲やモチベーションの低下は避けられないと思われる。 当然だが、不適切な関わりを発見した他職員や機関等は、その事実を隠蔽してはならない。ただ、発見した場合に速やかに報告・連絡すれば足りるのであり、平常時から、その意図を持って、相互に常時監視することに違和感がある。
7	職員から子どもへの不適切なかかわりについて、これほどの調査が必要な状況なのか、正直驚いている。もし、これ程の状況であるとしたら、職員を抑えるだけでなく、どうしてそうなるのか、職員の個の質の問題で片づけてはいけないものがあると考えたほうがよいのではないか。職員が体罰によらずに子どもと対応できるノウハウの開発、紹介が早急に必要と思われる。
8	権利という言葉を、日常生活の中で常に口に出して言わなければならない状況は本当に必要ですか？権利という言葉は、日常生活の中ではあって当たり前のもので空気のように感じてほしい。このチェックリストは、「どうも施設の中ではこういうふうにいつも言ってないと忘れられてしまう」「ある意味どうせできないんでしょ」「こういう「権利」という言葉をいつも言ってないと・・・」と、ある意味「権利を守ることなんて自分たちではやれない連中なんだ」ということが前提のような気がします。本当にそんなマニュアル的で良いんですか？いくら試案とはいえ情けなさを感じました。

9	現代の社会問題が示すように、権利が過度に影響することによって個人主義の誤った解釈に誘導され、自己中心的な問題行動が社会全般にも発生しているように、施設内においても権利意識が過度に意志化する傾向にあって、指導・教育といった人間(人格)形成における重要な人間関係のベース(基盤)づくりに相当な時間がかかり、それまでの権利の主張に振り回されるあまり、関係の密接さに(信頼)展開せず、逆に希薄化に連鎖するのではないかと危惧する感がある。人間として、権利があれば義務も一つのくくりの中に同等、もしくは人格形成にとっては、それ以上に重要かもしれない。「人としての義務」の意識教育が先決課題にも思われる。 人間には、社会集団（生活）といった人間関係が基盤にある以上、個人あっての集団ではなく、集団あっての（法律やルールの発生・必要性の要因）個の尊重でなければ人間関係（信頼）の必要性や人格形成の必要性にストップ（不要論）がかかってしまいかねないとも思います。 現代社会は経済に依存するあまりの「勝ち組・負け組」「心の豊かさより物の豊さ優先」「自己中心的な無関心・無気力社会」「エゴの充満」「心の砂漠化」「混迷・閉鎖」等の現象からも、人間社会（集団）における義務の存在は共生・共感・受容の発生、構築になくてはならないことではないでしょうか？ よって、利用者の義務（社会・集団）と権利（個の生活・福祉・教育）を一つ（セット）として、人権に関する要項・チェックリストの内容にしていただきたい。（必要な要項・チェック内容ですが人権＝権利に偏っていないでしょうか？）
10	当施設は2歳から就学前の6歳までの幼児が多い児童養護施設である。①児童自身の言葉や「権利擁護の意」への理解(説明)には苦労している。②その分個々の職員に対する子どもの援助には、言葉遣いや生活場面での指導等では最重要項目ととらえ、互いにチェックを行い、また職員会議等においてもその都度話し合うようにしている。
11	不備に気付くためにチェックリストは必要と思うが、整備しやすいような方策も示していただきたい。
12	大規模施設と小規模施設では状態が異なる項目がある。
13	チェックリストの提出はしない。 理由：相当細かな項目があげられていることが気になるが、それは問題とは感じない。ただ、その評価が実施できているか否かの二者択一であることに大きな抵抗を感じた。何事も〇×か0か100かでは表せると思わない。物事には程度があり、全くやりえてないことがあるかもしれないが、逆に完璧に実施できていることはありえないと思う。 県に「児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会」が設置されて、毎年第三者委員2名と事務局1名が各施設を訪問、施設長・職員・入所児童から聞き取り調査をし、施設生活環境・状況の観察をされ、それを報告書にまとめて、改善点等があれば指摘し、指導される事業が6年前から実施されている。 これについても疑問点も感じるが、施設内養育を改めて見直すよい機会となっていると思うので、調査を受けている。

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=465)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について			
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	93.3	6.5
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	65.3	34.0
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	69.7	29.8
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	61.5	38.0
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	90.6	8.9
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	92.1	7.4
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	78.2	21.1

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて			
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	64.3	34.7
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	83.4	15.4
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	85.6	13.9

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて			
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	82.1	16.9
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	92.3	6.9
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	91.1	8.7
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	85.1	14.4
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	93.5	6.2

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて			
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	89.8	9.7
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	80.1	19.1
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	73.2	26.1
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	93.5	5.7

(n=465)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	98.3		1.2
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	99.0		0.7
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	97.5		2.2
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	96.0		3.7
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	76.9	22.3	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	68.0	31.5	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	97.3		2.5
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	99.0		0.7
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	95.0		4.7
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	89.8		9.9
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	91.3		8.4
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	69.0	30.3	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	59.8	40.0	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	94.5		5.0
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	98.8		0.7

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	74.9	24.8	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	96.8		2.7
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	73.4	26.1	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	97.3		2.5

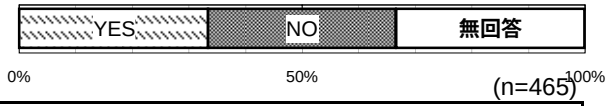

(n=465)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。

		YES	NO
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	77.9	21.1
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	54.3	44.7
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	71.7	27.0
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	87.8	11.4
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	95.0	4.5
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	65.0	34.2
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	72.2	25.8
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	85.4	13.6

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。

		YES	NO
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	62.0	37.5
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	96.8	3.0

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて

		YES	NO
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	97.3	2.2
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	87.8	11.7
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	95.5	4.0
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	42.2	57.1
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	76.9	22.3
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	91.8	7.4

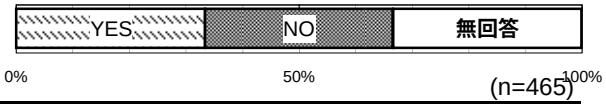

(n=465)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。

		YES	NO
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	98.3	1.2
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	90.6	9.2
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	98.8	1.0
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	91.6	7.4
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	92.3	7.2
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	88.6	10.9

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について

		YES	NO
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	98.5	1.2
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	82.1	17.6
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	96.5	3.2
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	69.2	30.5
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	96.0	3.7

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について

		YES	NO
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	95.3	4.5
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	88.1	11.4
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	79.9	19.6
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	75.9	23.6
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	93.1	6.5

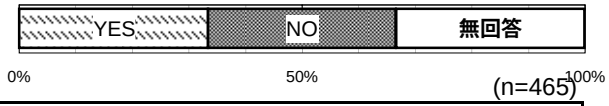

(n=465)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	52.1	46.9	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	86.1	13.4	
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	71.5	27.8	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	93.1	5.5	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	82.9	12.2	

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	78.2	21.3	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	69.7	29.8	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	61.5	38.0	
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	74.9	24.6	

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	58.3	41.2	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	61.0	38.7	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	94.8	5.0	
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	33.0	66.0	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	30.0	69.0	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	83.9	15.4	

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	82.6	17.1	
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	78.4	21.3	

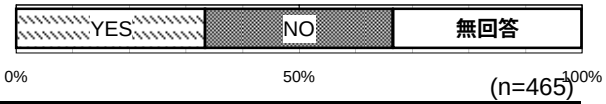

(n=465)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	76.7	22.6
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	57.8	41.7
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	92.6	6.7

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	65.0	33.7
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	85.9	13.2
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	42.9	55.8
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	84.6	14.9
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	91.1	8.2
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	95.3	4.0

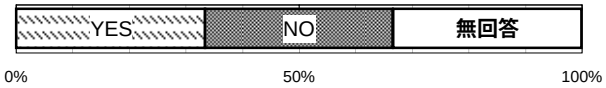

(n=17)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	**就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。**	92.9 / 7.1
b	**職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。**	100.0
c	**体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。**	78.6 / 21.4
d	**体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。**	71.4 / 28.6
e	**定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。**	100.0
f	**日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。**	100.0
g	**職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。**	85.7 / 14.3

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	**施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。**	78.6 / 21.4
b	**施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。**	85.7 / 14.3
c	**管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。**	85.7 / 14.3

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	**暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。**	92.9 / 7.1
b	**子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。**	92.9 / 7.1
c	**子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。**	92.9 / 7.1
d	**不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。**	92.9 / 7.1
e	**不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。**	92.9 / 7.1

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	**不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。**	92.9 / 7.1
b	**不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。**	78.6 / 21.4
c	**不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。**	78.6 / 21.4
d	**不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。**	100.0

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=17)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	100.0		
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	100.0		
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	100.0		
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	92.9	7.1	
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	92.9	7.1	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	85.7	14.3	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	100.0		
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	100.0		
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	85.7	14.3	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	92.9	7.1	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	92.9	7.1	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	78.6	21.4	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	71.4	28.6	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	100.0		
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	100.0		

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	42.9	57.1	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	100.0		
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	78.6	21.4	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	100.0		

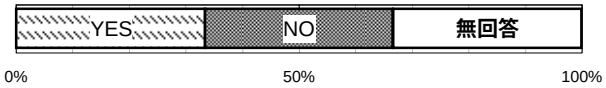

(n=17)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	100.0
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	57.1 / 42.9
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	92.9 / 7.1
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	100.0
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	100.0
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	78.6 / 21.4
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	92.9 / 7.1
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	92.9 / 7.1

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	85.7 / 14.3
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	100.0

2．意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	100.0
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	100.0
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	100.0
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	71.4 / 28.6
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	100.0
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	92.9

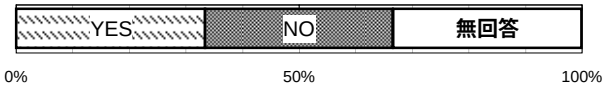

(n=17)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	100.0
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	100.0
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	100.0
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	100.0
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	100.0
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	100.0

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について			
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	100.0	
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	92.9	7.1
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	92.9	7.1
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	85.7	14.3
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	100.0	

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について			
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	100.0	
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	92.9	7.1
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	85.7	14.3
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	92.9	7.1
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	92.9	7.1

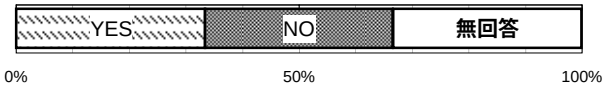

(n=17)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	64.3	35.7	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	85.7	14.3	
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	78.6	21.4	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	85.7	14.3	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	71.4	7.1	

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	85.7	14.3	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	85.7	14.3	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	71.4	28.6	
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	71.4	28.6	

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	92.9	7.1	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	85.7	14.3	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	100.0		
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	35.7	64.3	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	42.9	57.1	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	71.4	28.6	

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	92.9	7.1	
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	92.9	7.1	

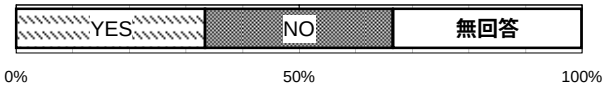

(n=17)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	85.7 / 14.3
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	57.1 / 42.9
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	100.0

(4-4) 事故への対応策について		
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	78.6 / 21.4
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	100.0
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	57.1 / 42.9
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	78.6 / 21.4
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	100.0
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	100.0

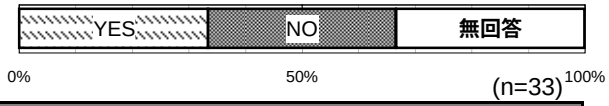

(n=33)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	93.9 / 6.1
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	69.7 / 30.3
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	78.8 / 21.2
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	57.6 / 42.4
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	81.8 / 18.2
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	93.9 / 6.1
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	75.8 / 24.2

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	60.6 / 39.4
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	87.9 / 12.1
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	90.9 / 9.1

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	84.8 / 15.2
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	97.0 / 3.0
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	93.9 / 6.1
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	93.9 / 6.1
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	97.0 / 3.0

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	90.9 / 9.1
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	84.8 / 15.2
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	66.7 / 33.3
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	93.9 / 6.1

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=33)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	100.0		
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	100.0		
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	97.0	3.0	
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	100.0		
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	81.8		18.2

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	75.8	24.2	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	100.0		
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	100.0		
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	97.0	3.0	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	93.9	6.1	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	93.9	6.1	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	69.7	30.3	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	66.7	33.3	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	100.0		
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	100.0		

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	75.8	24.2	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	97.0	3.0	
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	72.7	27.3	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	97.0	3.0	

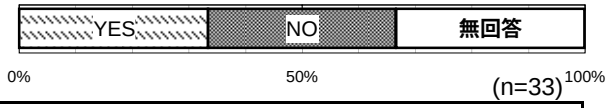

(n=33)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	66.7	33.3	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	48.5	51.5	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	84.8	15.2	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	84.8	12.1	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	97.0		3.0
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	60.6	39.4	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	69.7	30.3	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	90.9		9.1

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	54.5	45.5	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	93.9		6.1

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて

		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	97.0		3.0
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	93.9		6.1
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	97.0		3.0
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	63.6	33.3	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	84.8	12.1	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	87.9	12.1	

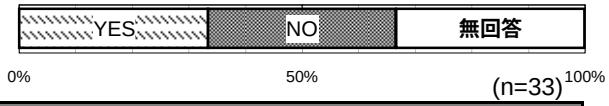

(n=33)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	100.0		
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	84.8	15.2	
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	97.0	3.0	
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	93.9	6.1	
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	90.9	9.1	
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	90.9	9.1	

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	97.0	3.0	
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	84.8	15.2	
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	93.9	6.1	
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	60.6	39.4	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	90.9	9.1	

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	93.9	6.1	
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	90.9	9.1	
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	93.9	6.1	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	78.8	21.2	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	87.9	12.1	

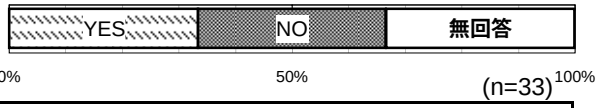

(n=33)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	51.5	48.5
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	87.9	12.1
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	78.8	21.2
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	97.0	3.0
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	90.9	6.1

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	84.8	15.2
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	84.8	15.2
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	66.7	33.3
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	81.8	18.2

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	57.6	42.4
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	63.6	36.4
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	90.9	9.1
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	30.3	69.7
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	33.3	66.7
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	90.9	9.1

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	87.9	12.1
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	87.9	12.1

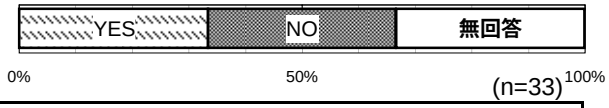

(n=33)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	84.8	15.2
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	75.8	24.2
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	97.0	3.0

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	63.6	36.4
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	81.8	18.2
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	36.4	63.6
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	81.8	18.2
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	90.9	9.1
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	100.0	

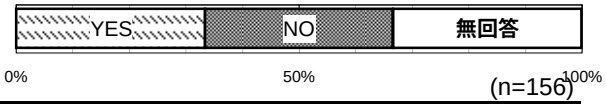

(n=156)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	91.9 / 8.1
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	68.5 / 30.6
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	67.7 / 32.3
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	67.7 / 32.3
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	91.1 / 8.1
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	91.1 / 8.9
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	80.6 / 17.7

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	66.1 / 33.1
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	81.5 / 18.5
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	84.7 / 15.3

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	85.5 / 13.7
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	96.0 / 4.0
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	91.9 / 8.1
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	83.1 / 16.1
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	94.4 / 5.6

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	87.9 / 11.3
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	78.2 / 21.0
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	71.0 / 29.0
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	89.5 / 8.9

(n=156)

	(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて	YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	99.2	0.8	
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	99.2	0.8	
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	98.4	1.6	
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	95.2	4.8	
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	82.3	17.7	

	(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて	YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	67.7	32.3	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	98.4	1.6	
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	100.0		
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	94.4	5.6	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	91.1	8.9	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	93.5	6.5	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	70.2	29.0	

	(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について	YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	62.1	37.9	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	97.6	1.6	
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	98.4	0.8	

	(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について	YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	84.7	15.3	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	96.8	2.4	
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	77.4	22.6	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	97.6	2.4	

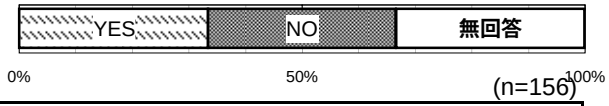

(n=156)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	77.4	21.8	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	55.6	42.7	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	69.4	29.8	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	91.9	7.3	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	91.9	7.3	
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	63.7	35.5	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	74.2	23.4	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	89.5	9.7	

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	62.9	36.3	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	96.8	3.2	

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	99.2		
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	90.3	8.9	
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	96.8	2.4	
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	46.0	53.2	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	75.0	24.2	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	94.4	4.8	

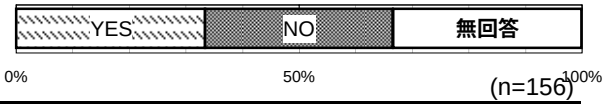

(n=156)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。

		YES	NO
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	96.8	2.4
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	92.7	7.3
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	98.4	1.6
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	91.9	5.6
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	92.7	6.5
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	87.1	12.1

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について

		YES	NO
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	98.4	1.6
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	81.5	18.5
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	99.2	0.8
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	71.0	29.0
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	98.4	1.6

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について

		YES	NO
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	96.8	3.2
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	82.3	17.7
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	75.8	24.2
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	72.6	27.4
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	94.4	4.8

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=156)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	49.2	49.2	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	86.3	12.9	
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	68.5	30.6	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	91.9	5.6	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	85.5	10.5	

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	74.2	25.8	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	65.3	34.7	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	62.1	37.9	
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	75.8	23.4	

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	65.3	34.7	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	66.9	33.1	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	93.5	6.5	
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	35.5	62.9	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	30.6	68.5	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	84.7	14.5	

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	85.5	14.5	
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	76.6	23.4	

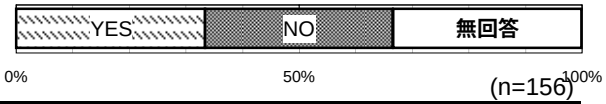

(n=156)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	76.6	22.6
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	58.1	41.1
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	89.5	9.7

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	71.0	27.4
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	87.1	11.3
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	46.0	52.4
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	85.5	13.7
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	92.7	5.6
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	93.5	4.8

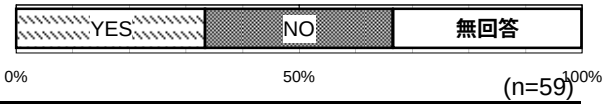

(n=59)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	92.3
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	53.8
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	59.6
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	51.9
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	90.4
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	90.4
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	67.3

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	46.2
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	73.1
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	86.5

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	78.8
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	82.7
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	88.5
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	75.0
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	90.4

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	86.5
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	63.5
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	61.5
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	96.2

(n=59)

	(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて	YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	96.2		1.9
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	98.1		1.9
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	96.2		3.8
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	94.2		5.8
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	59.6	38.5	

	(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて	YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	57.7	40.4	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	94.2		5.8
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	98.1		1.9
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	96.2		3.8
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	88.5		11.5
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	90.4		9.6
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	51.9	48.1	

	(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について	YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	48.1	51.9	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	82.7	17.3	
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	98.1		1.9

	(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について	YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	76.9	23.1	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	98.1		1.9
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	65.4	34.6	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	96.2		3.8

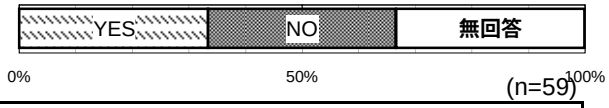

(n=59)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	78.8	19.2	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	46.2	51.9	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	55.8	42.3	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	73.1	26.9	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	94.2	5.8	
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	55.8	42.3	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	63.5	36.5	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	69.2	28.8	

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	50.0	50.0	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	96.2	3.8	

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	94.2	5.8	
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	73.1	26.9	
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	92.3	7.7	
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	23.1	76.9	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	75.0	25.0	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	90.4	9.6	

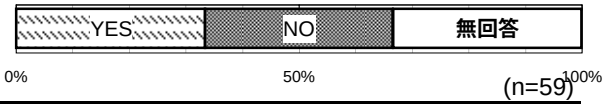

(n=59)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。

		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	98.1	1.9	
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	86.5	13.5	
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	100.0		
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	84.6	15.4	
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	90.4	9.6	
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	86.5	13.5	

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について

		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	98.1	1.9	
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	78.8	21.2	
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	96.2	3.8	
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	71.2	28.8	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	92.3	7.7	

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について

		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	94.2	5.8	
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	88.5	9.6	
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	76.9	21.2	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	69.2	28.8	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	90.4	9.6	

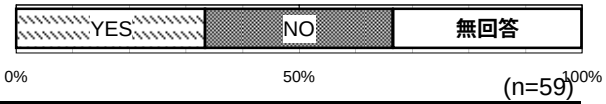

(n=59)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	38.5	59.6	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	76.9	23.1	
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	63.5	36.5	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	90.4	9.6	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	76.9	21.2	

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	69.2	30.8	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	61.5	38.5	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	50.0	50.0	
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	61.5	38.5	

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	38.5	61.5	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	46.2	53.8	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	98.1		1.9
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	23.1	76.9	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	25.0	75.0	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	78.8	19.2	

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	69.2	30.8	
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	67.3	32.7	

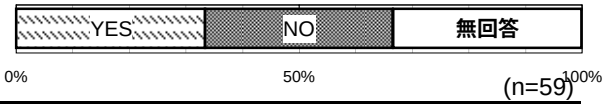

(n=59)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO	無回答
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	71.2	26.9	
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	46.2	53.8	
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	90.4	7.7	

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO	無回答
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	50.0	50.0	
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	76.9	21.2	
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	38.5	61.5	
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	92.3	7.7	
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	88.5	11.5	
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	94.2	5.8	

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=60)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について

		YES	NO	無回答
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	98.1		1.9
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	57.4	42.6	
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	72.2	27.8	
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	59.3	40.7	
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	100.0		
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	94.4		5.6
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	75.9	24.1	

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて

		YES	NO	無回答
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	63.0	37.0	
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	90.7		9.3
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	77.8	20.4	

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて

		YES	NO	無回答
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	79.6	20.4	
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	96.3		3.7
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	92.6		7.4
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	92.6		7.4
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	96.3		3.7

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて

		YES	NO	無回答
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	96.3		3.7
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	92.6		7.4
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	81.5	18.5	
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	98.1		1.9

(n=60)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	98.1	1.9	
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	98.1	1.9	
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	98.1	1.9	
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	98.1	1.9	
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	77.8	22.2	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	66.7	33.3	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	98.1	1.9	
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	98.1	1.9	
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	96.3	3.7	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	92.6	7.4	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	90.7	9.3	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	70.4	27.8	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	61.1	38.9	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	92.6	7.4	
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	100.0		

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	70.4	29.6	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	98.1	1.9	
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	74.1	24.1	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	98.1	1.9	

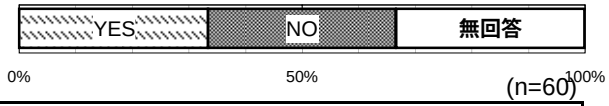

(n=60)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		YES	NO
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	87.0	13.0
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	50.0	50.0
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	66.7	33.3
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	81.5	18.5
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	98.1	1.9
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	66.7	33.3
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	75.9	24.1
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	88.9	11.1

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		YES	NO
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	63.0	37.0
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	96.3	3.7

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		YES	NO
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	98.1	1.9
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	87.0	13.0
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	94.4	5.6
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	42.6	57.4
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	74.1	25.9
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	96.3	3.7

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=60)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。

		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	98.1		1.9
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	94.4		5.6
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	100.0		
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	96.3		3.7
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	94.4		5.6
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	85.2	14.8	

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について

		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	100.0		
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	85.2	14.8	
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	98.1		1.9
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	70.4	29.6	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	100.0		

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について

		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	94.4		5.6
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	90.7		9.3
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	83.3	16.7	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	77.8	22.2	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	98.1		1.9

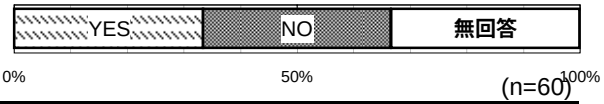

(n=60)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	61.1	38.9
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	83.3	16.7
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	70.4	29.6
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	100.0	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	79.6	18.5

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	88.9	11.1
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	77.8	22.2
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	68.5	31.5
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	81.5	18.5

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	55.6	44.4
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	61.1	38.9
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	98.1	1.9
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	40.7	59.3
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	33.3	66.7
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	83.3	16.7

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	88.9	11.1
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	88.9	11.1

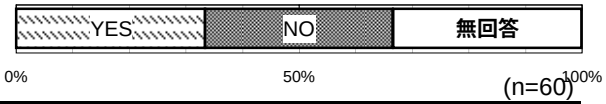

(n=60)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO	無回答
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	79.6	20.4	
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	51.9	48.1	
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	96.3	3.7	

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO	無回答
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	70.4	29.6	
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	94.4	5.6	
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	40.7	59.3	
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	90.7	9.3	
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	92.6	7.4	
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	100.0		

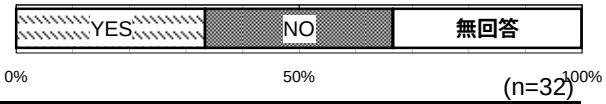

(n=32)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	96.4 / 3.6
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	60.7 / 39.3
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	46.4 / 53.6
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	46.4 / 53.6
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	82.1 / 17.9
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	75.0 / 25.0
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	57.1 / 42.9

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	60.7 / 39.3
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	85.7 / 14.3
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	75.0 / 25.0

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	64.3 / 35.7
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	78.6 / 21.4
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	82.1 / 17.9
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	64.3 / 35.7
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	82.1 / 17.9

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	78.6 / 21.4
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	67.9 / 32.1
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	67.9 / 32.1
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	96.4 / 3.6

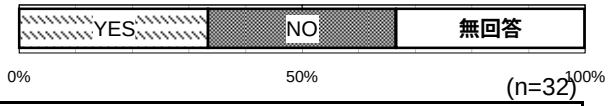

(n=32)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	92.9	7.1	
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	100.0		
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	100.0		
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	96.4	3.6	
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	60.7	39.3	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	42.9	57.1	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	89.3	10.7	
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	96.4	3.6	
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	96.4	3.6	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	78.6	21.4	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	85.7	14.3	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	57.1	42.9	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	39.3	60.7	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	92.9	7.1	
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	100.0		

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	75.0	25.0	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	96.4	3.6	
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	67.9	32.1	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	96.4	3.6	

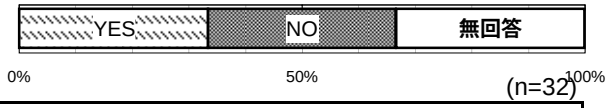

(n=32)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	67.9	32.1	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	46.4	53.6	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	75.0	21.4	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	89.3	10.7	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	92.9	7.1	
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	50.0	50.0	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	60.7	39.3	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	82.1	17.9	

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	50.0	50.0	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	100.0		

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	89.3	10.7	
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	75.0	25.0	
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	82.1	17.9	
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	14.3	85.7	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	50.0	50.0	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	85.7	14.3	

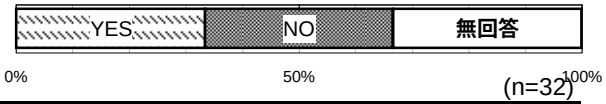

(n=32)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	100.0		
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	82.1	17.9	
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	100.0		
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	75.0	25.0	
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	85.7	14.3	
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	96.4	3.6	

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	96.4	3.6	
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	71.4	28.6	
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	89.3	10.7	
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	50.0	50.0	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	92.9	7.1	

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	89.3	10.7	
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	82.1	17.9	
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	75.0	25.0	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	64.3	35.7	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	78.6	21.4	

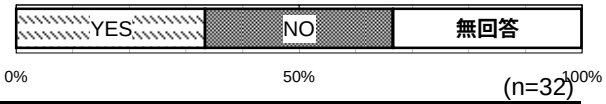

(n=32)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	57.1	42.9
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	78.6	21.4
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	50.0	50.0
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	89.3	10.7
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	82.1	17.9

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	60.7	39.3
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	53.6	46.4
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	42.9	53.6
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	60.7	39.3

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	53.6	46.4
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	42.9	57.1
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	92.9	7.1
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	28.6	71.4
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	25.0	75.0
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	75.0	25.0

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	64.3	35.7
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	64.3	35.7

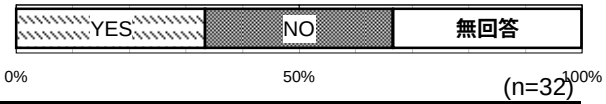

(n=32)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	64.3	35.7
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	39.3	60.7
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	92.9	7.1

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	46.4	53.6
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	78.6	21.4
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	32.1	67.9
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	71.4	28.6
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	85.7	14.3
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	92.9	7.1

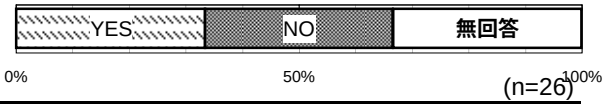

(n=26)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	100.0
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	52.6 / 47.4
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	73.7 / 26.3
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	68.4 / 31.6
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	89.5 / 10.5
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	100.0
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	94.7 / 5.3

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	63.2 / 31.6
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	84.2 / 10.5
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	84.2 / 15.8

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	78.9 / 15.8
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	100.0
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	100.0
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	89.5 / 10.5
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	100.0

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	94.7 / 5.3
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	78.9 / 15.8
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	68.4 / 31.6
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	100.0

YES　NO　無回答

0%　50%　100%

(n=26)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	100.0		
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	100.0		
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	94.7	5.3	
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	100.0		
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	78.9	21.1	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	78.9	21.1	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	100.0		
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	100.0		
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	100.0		
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	94.7	5.3	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	89.5	10.5	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	89.5	10.5	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	73.7	26.3	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	100.0		
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	100.0		

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	84.2	15.8	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	100.0		
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	78.9	21.1	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	94.7	5.3	

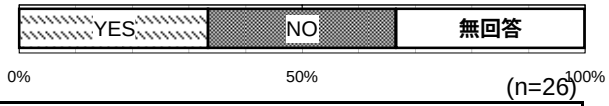

(n=26)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	63.2	31.6	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	68.4	31.6	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	78.9	21.1	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	94.7	5.3	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	100.0		
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	78.9	21.1	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	73.7	21.1	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	84.2	10.5	

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	78.9	21.1	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	100.0		

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて

		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	100.0		
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	100.0		
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	100.0		
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	36.8	63.2	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	89.5	10.5	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	89.5	10.5	

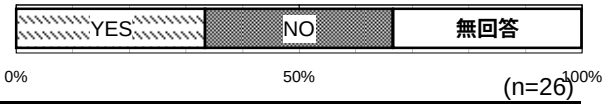

(n=26)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	100.0		
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	94.7	5.3	
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	94.7	5.3	
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	94.7	5.3	
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	100.0		
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	84.2		15.8

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	100.0		
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	78.9		21.1
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	89.5		10.5
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	63.2	36.8	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	100.0		

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	94.7		5.3
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	89.5		10.5
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	68.4	31.6	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	68.4	31.6	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	89.5		10.5

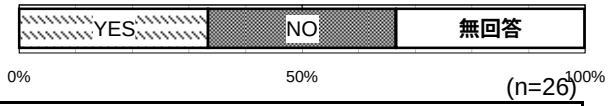

(n=26)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	52.6	47.4	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	94.7		5.3
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	73.7	21.1	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	94.7		
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	94.7		5.3

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	73.7	21.1	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	63.2	31.6	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	84.2		15.8
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	84.2		15.8

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	52.6	42.1	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	63.2	36.8	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	94.7		5.3
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	31.6	63.2	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	31.6	57.9	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	94.7		5.3

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	94.7		5.3
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	84.2		15.8

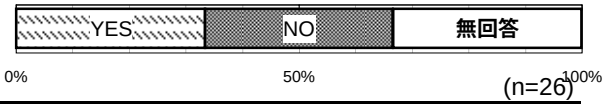

(n=26)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO	無回答
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	73.7	26.3	
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	63.2	36.8	
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	89.5		10.5

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO	無回答
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	57.9	36.8	
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	94.7		5.3
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	36.8	57.9	
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	84.2		15.8
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	100.0		
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	100.0		

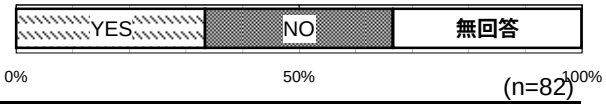

(n=82)

1．職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止

(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		
a	就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	89.9
b	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	69.6
c	体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	79.7
d	体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得のために職員研修を行っている。	63.3
e	定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討し、実践している。	88.6
f	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った経緯や理由をお互い話し合える状況にある。	94.9
g	職員による体罰禁止等について、子どもと保護者に周知している。	86.1

(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
a	施設長として、事件の発生を想定して、具体的な対応策を定め、職員に周知している。	74.7
b	施設長として、積極的に職員研修に参加し、体罰の禁止と防止について、職員の意識を高めるとともに、体罰を伴わない援助技術の共有と実践に取り組んでいる。	84.8
c	管理運営の責任者である施設長として、日常的に職員会議等で体罰等を取り上げ、確認を行っている。	93.7

(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
a	暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	84.8
b	子どもに対して、年齢などに応じて,人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	91.1
c	子どもと話し合う機会を定期的にもって、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	89.9
d	不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	91.1
e	不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	93.7

(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
a	不適切な関わりの防止の観点から、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	92.4
b	不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	88.6
c	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	83.5
d	不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	91.1

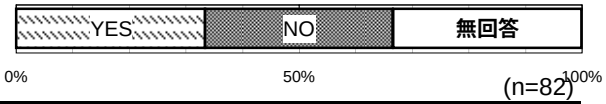

(n=82)

(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		YES	NO	無回答
a	入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や意識を育むように施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	98.7		
b	入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとるように指導している。	98.7		
c	入所している子どもが、発達の段階に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	96.2	2.5	
d	日頃より、児童相談所等への連絡・協力をはかるなど防止や早期段階での対応を具体化させている。	94.9	3.8	
e	子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長や職員間で検討し、その体制などを整えている。	79.7	17.7	

(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分に守ることについて		YES	NO	無回答
a	入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備して、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修を行っている。	75.9	22.8	
b	入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	97.5	1.3	
c	入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みがある。	98.7		
d	入所などにおいて、子ども並びに保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなど説明を行っている。	93.7	5.1	
e	入所後の自立支援計画等は、子ども並びに保護者・家族の意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	87.3	11.4	
f	入所している子どもたちが、行事や計画、ルールづくりなどに可能な限り参画し、自らが主体的に取り組めるよう、配慮している。	89.9	8.9	
g	入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーに配慮して、施設の構造にも十分に配慮がされている。	74.7	24.1	

(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		YES	NO	無回答
a	「体罰」を行わない指導方法、技術の習得に関する研修を行っている。	62.0	36.7	
b	課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	94.9	3.8	
c	必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	97.5	1.3	

(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		YES	NO	無回答
a	子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	64.6	34.2	
b	子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけるとともに、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	93.7	5.1	
c	児童自立支援計画や方針を保護者・家族に知らせるとともに、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	72.2	26.6	
d	暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	97.5	1.3	

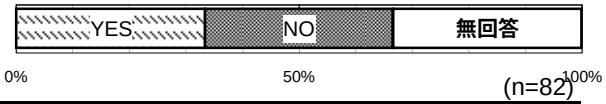

(n=82)

(1-9) 体罰や不適切な関わりの実態を把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	体罰や不適切な関わりの実態を職員と、子ども双方への調査をもとに把握している。	79.7	19.0	
b	体罰や不適切な関わりについて、公正な処分に関する規程を設けている。	62.0	36.7	
c	体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会（人権擁護委員会、苦情解決委員会）等を組織し、援助の改善に取り組んでいる。	77.2	20.3	
d	他の職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	92.4	6.3	
e	体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組む努力をしている。	96.2	2.5	
f	体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組んでいる。	73.4	25.3	
g	法人役員会において、施設内での援助・支援状況を定期的に報告・協議するとともに、体罰や不適切な関わりが発生した場合（想定）には、即時、その対応策について協議をはかり、対応を決定している。	73.4	21.5	
h	施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めるとともに、体罰や不適切な関わりの防止のために児童相談所等関係機関との連携をはかっている。	84.8	13.9	

(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。

		YES	NO	無回答
a	子どもたちが体罰や不適切なかかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	67.1	31.6	
b	施設において、いつでも子どもが権利を主張でき、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	96.2	2.5	

2. 意見・苦情の受けとめ、対応

(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて

		YES	NO	無回答
a	入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み（子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者（施設長）の指定、苦情窓口（職員）の指定や第三者委員の指定）で対応している。	97.5	1.3	
b	苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	91.1	7.6	
c	子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	98.7		
d	子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの内容の説明を行い、理解されるように定期的に読む機会などを設定するなど取り組みを進めている。	45.6	53.2	
e	苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもや保護者に説明、周知している。	82.3	16.5	
f	必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	89.9	8.9	

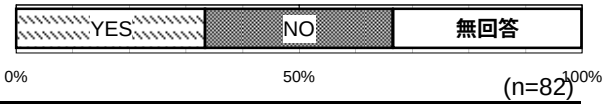

(n=82)

3．事件・事故等に関する管理運営

(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		YES	NO	無回答
a	施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	98.7		
b	施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	89.9	8.9	
c	施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	98.7		
d	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	94.9	3.8	
e	施設における事故・事件の発生について、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	91.1	7.6	
f	施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	89.9	8.9	

(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	98.7		
b	施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	84.8	13.9	
c	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。	97.5		1.3
d	職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	73.4	25.3	
e	職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように指導を行っている。	93.7	5.1	

(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について		YES	NO	無回答
a	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	96.2	2.5	
b	施設長が、常時職員に接するなど、的確に職員一人ひとりの勤務状況を把握している。	94.9	3.8	
c	施設長が、常時職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	83.5	15.2	
d	施設長は、職員の心身ともに良好な状態を保てるように、心理的なサポートをはかる体制を整備し、進めている。	86.1	12.7	
e	子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	97.5		1.3

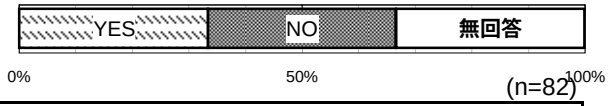

(n=82)

(3-4) 懲戒規定の設置と公正な運用について		YES	NO	無回答
a	懲戒事由の起きないよう未然に防ぐためにも、懲戒規定を設け、懲罰委員会を設けることとなっている。	55.7	43.0	
b	懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	93.7	5.1	
c	服務規定や懲戒事由について、職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	84.8	13.9	
d	懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	92.4	5.1	
e	入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告を実施している。	81.0	7.6	

(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		YES	NO	無回答
a	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	86.1	12.7	
b	日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員はもとより子どもたちを含め、計画的・組織的に訓練と研修を行っている。	74.7	24.1	
c	実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	60.8	38.0	
d	事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修などに参画している。	78.5	20.3	

4. 施設における事故・対応

(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		YES	NO	無回答
a	安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	59.5	39.2	
b	安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を定期的に行っている。	62.0	36.7	
c	職員等で安全対策について話し合い、安全管理を行っている。	93.7	5.1	
d	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	32.9	65.8	
e	入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、振り返りの作業を行う。	27.8	70.9	
f	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	86.1	12.7	

(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		YES	NO	無回答
a	設備・遊具等の安全点検等について責任者を定めて定期的に実施している。	82.3	16.5	
b	設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定め、施設内外の危険個所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に、計画的に行っている。	78.5	20.3	

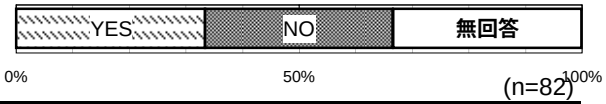

(n=82)

(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		YES	NO	無回答
a	職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	78.5	20.3	
b	入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に実施している。	67.1	31.6	
c	消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	93.7	5.1	

(4-4) 事故への対応策について		YES	NO	無回答
a	事故を想定して、リスクマネジメントを検討している。	68.4	29.1	
b	入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	83.5	15.2	
c	事故を想定して、リスクマネジメントなどについても検討したうえで、適切な対応などを明文化し、周知徹底している。	48.1	49.4	
d	入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	81.0	17.7	
e	起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	87.3	11.4	
f	起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	92.4	6.3	

都道府県別チェックリスト提出状況

ブロック	都道府県	児童養護施設数	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ提出施設	提出割合	うち政令指定都市			
					指定都市名	児童養護施設数	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ提出施設	提出割合
北海道ブロック	北海道	23	17	73.9%	札幌市	6	6	100.0%
	ブロック計	23	17	73.9%				
東北ブロック	青森県	6	6	100.0%				
	岩手県	6	6	100.0%				
	宮城県	5	5	100.0%	仙台市	4	4	100.0%
	秋田県	4	4	100.0%				
	山形県	5	5	100.0%				
	福島県	8	7	87.5%				
	ブロック計	34	33	97.1%				
関東ブロック	茨城県	14	5	35.7%				
	栃木県	10	9	90.0%				
	群馬県	6	6	100.0%				
	埼玉県	20	18	90.0%	さいたま市	3	2	66.7%
	千葉県	16	11	68.8%	千葉市	2	1	50.0%
	東京都	55	53	96.4%				
	神奈川県	25	20	80.0%	川崎市	2	2	100.0%
					横浜市	7	5	71.4%
	新潟県	5	5	100.0%	新潟市	2	2	100.0%
	長野県	15	15	100.0%				
	山梨県	4	4	100.0%				
	静岡県	11	10	90.9%	静岡市	1	0	0.0%
					浜松市	3	3	100.0%
	ブロック計	181	156	86.2%				
中部ブロック	富山県	3	3	100.0%				
	石川県	8	8	100.0%				
	福井県	5	5	100.0%				
	岐阜県	10	8	80.0%				
	愛知県	31	25	80.6%	名古屋市	14	9	64.3%
	三重県	10	10	100.0%				
	ブロック計	67	59	88.1%				

都道府県別チェックリスト提出状況

近畿ブロック	滋賀県	4	1	25.0%				
	京都府	13	12	92.3%	京都市	7	6	85.7%
	大阪府	36	14	38.9%	大阪市	10	6	60.0%
					堺市	4	1	25.0%
	兵庫県	28	21	75.0%	神戸市	14	10	71.4%
	奈良県	6	6	100.0%				
	和歌山県	7	6	85.7%				
	ブロック計	94	60	63.8%				
中国ブロック	鳥取県	5	5	100.0%				
	島根県	3	3	100.0%				
	岡山県	12	7	58.3%				
	広島県	11	9	81.8%	広島市	3	2	66.7%
	山口県	10	8	80.0%				
	ブロック計	41	32	78.0%				
四国ブロック	徳島県	7	5	71.4%				
	香川県	3	3	100.0%				
	愛媛県	10	10	100.0%				
	高知県	8	8	100.0%				
	ブロック計	28	26	92.9%				
九州ブロック	福岡県	20	19	95.0%	北九州市	6	5	83%
					福岡市	3	3	100%
	佐賀県	6	5	83.3%				
	長崎県	11	10	90.9%				
	熊本県	12	10	83.3%				
	大分県	9	9	100.0%				
	宮崎県	9	7	77.8%				
	鹿児島県	14	14	100.0%				
	沖縄県	8	8	100.0%				
	ブロック計	89	82	92.1%				
合計		**557**	**465**	**83.5%**				